

第一章 整備事業関係

事務連絡
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について

令和6年10月1日よりOBD検査が開始されることに伴い、OBD検査対象車にあっては指定自動車整備事業の完成検査においても検査用スキャンツールを使用してOBD検査を実施することとなること。

今後、完成検査を実施する場合には下記の注意点に留意し、OBD検査対象車については確実にOBD検査を実施していただくとともに、「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」（令和6年3月28日付け国自整第278号）により適切に取扱われたい。

つきましては、以下について傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。
なお、各地方運輸局等あて別紙のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 完成検査時の注意点

- ・自動車検査証等の備考欄に「OBD検査対象」と記載があるか確認すること。
- ・自動車検査証の備考欄等の「OBD検査開始年月日」を確認すること。

なお、確認の結果「OBD検査開始年月日」に至っている場合には、特定DTC照会アプリを使用してOBD検査要否の詳細確認を行うこと。

2. OBD検査時の注意点

- ・特定DTC照会アプリは、「検査モード」で使用する。
- ・検査車両と入力情報に相違がないこと。
- ・検査時は、「原動機ON」または「READY」で実施すること。

以上

事務連絡
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について

標記について、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合事業部長あて通知したので、研修等の機会を通じてOBD検査の実施方法について関係者に対し指導されたい。

事 務 連 絡
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局

自動車整備課 検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READYの状態））で行うこととされております。

今般、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（READY OFFの状態）となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車種
(令和6年9月末時点)

1. BMW/MINI

1-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式のうち電気自動車、ハイブリッド自動車の全て。

1-2. 該当車種における仕様

1-1. の車種において、運転席のドアを開けると自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

1-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下のいずれかに示す状態であれば、1-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

- ① 運転席のドアを閉めた状態
- ② 以下の手順を実施した状態

イ) 車室内に有効なリモートコントロールキーがある状態で、運転席のドアを開ける。

ロ) ブレーキを操作しない状態で、スタート/ストップボタンを0.8秒以内に3回押し、診断モードにする。

※1 診断モードに入ると、メーター内に「診断モードが有効です」と短時間表示される。(ハイブリッドモデルでは、エンジン警告灯が点灯する場合がある。)

※2 診断モードを終了する場合は、スタート/ストップボタンを押す、又は運転席のドアを閉じる。(後者では診断モードが終了しないモデルもある。)

2. メルセデス・ベンツ

2-1. 該当車種

同社製OBD検査対象型式の全て。

2-2. 該当車種における仕様

2-1. の車種において、運転席のシートベルトを非装着状態かつ運転席のドアを開けた状態で3分または20分（型式・年式によって仕様が異なる）経過すると、自動的にエンジン停止（READY OFF）状態となる。

※ 当該仕様によりエンジン停止（READY OFF）状態となる前に、インストルメント・クラスタ上にその旨が表示される。

2-3. 該当車種においてOBD検査を正しく実施する方法

以下に示す状態であれば、2-2. の仕様を回避してアイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能。

- ① 運転席のドアを閉めた状態
- ② 運転席のシートベルトを締めた状態（着座しているかどうかは問わない）

事務連絡
令和6年9月26日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部長 殿
軽自動車検査協会検査部長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

OBD検査については、原動機を始動させ、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあってはパワースイッチを操作し、走行可能状態（READYの状態））で行うこととされております。

今般、OBD検査対象のうち別紙の車種について、運転席のドアを開けると、一定時間経過等により自動的にエンジン停止状態（READY OFFの状態）となり、OBD検査を正しく実施できなくなる可能性があることが確認されたので、当該車種のOBD検査を実施する際はご注意ください。

なお、別紙に示す状態であれば、アイドリング状態（READYの状態）を維持し、OBD検査を正しく実施することが可能です。

また、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長、各地方運輸局自動車技術安全部技術課長並びに整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に通知したことを申し添えます。

事 務 連 絡
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 検査班長
事業班長

運転席のドアを開けた状態でOBD検査が実施できない車両について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部長、軽自動車検査協会検査部長及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長に対し通知しましたので、ご了知願います。

事務連絡
令和6年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

事務連絡
令和6年9月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車のOBD検査開始までの間における
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

令和6年10月1日より車載式故障診断装置を活用した検査（OBD検査）が開始されることとされている。輸入車に対するOBD検査については、令和7年10月1日から開始されることとされている。

そこで、令和7年9月30日までの間に行われた輸入車に対するOBD確認及びOBD検査については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成18年3月2日付け国自整第127号）によらず、行政処分等を行うべき違反事項として取り扱わないこととしたので留意されたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添える。

国自整第155号の2
国官参自保第336号の2
令和6年10月15日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長
(公印省略)

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

国自整第155号
国官参自保第336号
令和6年10月15日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則（略） <u>附則（令和6年10月15日 国自整第155号、国官参自保第336号）</u> <u>改正後の通達は、令和6年10月15日から施行する。</u></p> <p>別紙 1～4（略）</p>	<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるたい。</p> <p>附則（略） <u>（新設）</u></p> <p>別紙 1～4（略）</p>

別記1 (略)

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アカサ損害保険株式会社	アカサ	同上 OO (都道府県名) 本部	J A O O (都道府県名)
アシケウラオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラリー	〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会	J A O O (都道府県名)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新設地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
サニセイ損害保険株式会社	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ損害保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
SOMPOダイレクト損害保険株式会社	(新設)	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チュウリツセイインシュアランスカンパニー	チュウリツ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上自動車火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

別記1 (略)

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アカサ損害保険株式会社	アカサ	同上 OO (都道府県名) 本部	J A O O (都道府県名)
アシケウラオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ゼネラリー	〇〇 (都道府県名) 共済農業協同組合連合会	J A O O (都道府県名)
アドリック損害保険株式会社	アドリック	〇〇農業協同組合	J A O O O
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本共済生活協同組合連合会	日本共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
AIG損害保険株式会社	AIG	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新設地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
サニセイ損害保険株式会社	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ損害保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
SOMPOダイレクト損害保険株式会社	SOMPOダイレクト	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧 そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チュウリツセイインシュアランスカンパニー	チュウリツ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上自動車火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

国自整第172号の2
国官参自保第392号の2
令和6年11月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合
事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周
知徹底をお願いします。

国自整第172号
国官参自保第392号
令和6年11月11日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務
の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱
について」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車
第1393号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるべし。</p> <p>附則（略） <u>附則（令和6年11月11日 国自整第172号、国官参自保第392号）</u> <u>改正後の通達は、令和6年11月11日から施行する。</u></p> <p>別紙</p>	<p>自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなつたので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図らるべし。</p> <p>附則（略） <u>（新設）</u></p> <p>別紙</p>

<p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、<u>原形どおりに複写することができる器具をいう。</u></p> <p><u>なお、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号）第11条の方法より作成された自動車損害賠償責任保険証明書に係る電磁的記録に記録された事項を出力することにより作成された書面は、規則第1条の2第1号の方法によって作成したものに該当する。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>別記1～2（略）</p>	<p>1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について「複写器」とは、<u>写真機又はオートファックス等</u>原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別記1～2（略）</p>
--	---

事 務 連 絡

令和6年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

各検査におけるOBD検査の要否について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び関係法令の規定により、令和6年10月1日（輸入車は令和7年10月1日）から、令和3年10月1日以降の新型車を対象に自動車の検査（車検）時に電子装置の故障の有無を判定するいわゆる「OBD検査」が開始されたところです。

OBD検査の対象となる検査については、継続検査のみならず中古新規検査なども含まれるため、この度、それぞれの検査について、OBD検査の要否を別紙のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。

各検査におけるOBD検査の要否

OBD検査対象車に対する各検査について、OBD検査の要否は以下のとおり。

車両の分類※	検査種別	OBD検査の要否
新車	新規検査	受検日にかかわらず不要
	予備検査	
使用過程車	新規検査(中古)	<u>受検日が以下のいずれにも該当しない場合、必要</u> ・自動車検査証、登録識別情報等通知書または自動車検査証返納 証明書に記録されたOBD検査開始年月日より前 ・初度登録年月(初度検査年月)から10ヶ月以内
	予備検査(中古)	
	構造等変更検査	
	継続検査	

※車両の分類について、それぞれ以下のとおり。

- ・ 新 車 : 自動車検査証の交付を受けたことがない自動車
- ・ 使用過程車 : 自動車検査証の交付を受けた自動車又は一時抹消登録を受けた自動車

国自整第211号の2
令和7年1月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第 2 1 1 号
令和 7 年 1 月 3 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、限られている人材の中でより効率的に整備業務を行うため整備主任者を複数選任している事業場における業務支援の取扱いについて問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和 2 年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」(令和2年11月11日付け、国自整第197号)
 の一部改正について
 (下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第197号 令和2年11月11日 <u>国自整第211号</u> <u>最終改正 令和7年1月31日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>	<p>国自整第197号 令和2年11月11日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について</p> <p>自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。</p> <p>今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあつては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であつても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるときにも、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり</p>

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

国自整第215号の2
令和7年2月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第215号
令和7年2月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては、二月前以内）と定めているところ。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の利用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）について 所要の改正を行った。

これに伴い、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について、別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」
 (令和5年12月5日付け国自整第165号) の新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるところに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>自整第165号 令和5年12月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるところに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>

<p>別紙</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について</p> <p>指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。</p> <p>なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。</p> <p>(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。</p> <p>ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の<u>1年2か月後の日</u>）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。</p> <p>(2) ～(6) (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>附則（令和5年12月5日 国自整第165号）</p> <p>本規定は、令和5年12月21日から施行する。</p> <p><u>附則（令和7年2月5日 国自整第215号）</u></p> <p><u>本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>別紙</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について</p> <p>指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。</p> <p>なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。</p> <p>(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。</p> <p>ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の<u>1年1か月後の日</u>）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。</p> <p>(2) ～(6) (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>附則（令和5年12月5日 国自整第165号）</p> <p><u>1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

国自整第 261 号の 3
令和 7 年 3 月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和 7 年 4 月 1 日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和 7 年 4 月 1 日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

1. 検査標章の配付及び受領

- (1) 特定記録等事務代行者は、運輸支局長から検査標章の配付を受けようとする場合において、記録等事務代行アプリの検査標章管理機能（以下「標章管理機能」という。）により、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局又は当該運輸支局に属する自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に検査標章の配付申請を行わなければならない。なお、特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特記記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請すること。
- (2) 特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（1）による配付申請が困難な場合において、申請年月日、申請者名及び配付希望枚数等の必要事項を記入した検査標章配付申請書兼受領書（別記様式1）を提出するとともに委託書の写しを提示し、配付申請を行うことができる。
- (3) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から配付申請があった場合において、遅滞なく、次に掲げるいずれかの希望枚数算出根拠に基づき配付希望枚数が適切であるか審査し、特定記録等事務代行者に審査結果を通知する。
- ただし、特定記録等事務代行者から、合理的と認められる理由に基づく配付希望枚数が示された場合は、当該理由に基づき試算した配付希望枚数として差し支えない。この場合において、前年度の実績の不存在又は事業規模の拡大等は合理的な理由として取扱う。
- イ 当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の特定記録等事務の業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）以下であること。ただし、直近3ヶ月の間に複数回の配付申請があった場合は、その配付枚数を考慮し算出した値とすることができる。
- ロ 当該記録等事務代行者に前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）以下であること。
- (4) 運輸支局長は、(3)の希望枚数算出根拠にかかわらず、検査標章の在庫状況や当該記録等事務代行者の残枚数を考慮し、配付枚数を調整することができることとする。また、特定記録等事務の委託を受けて初めての配付申請の際は、希望枚数算出根拠にかかわらず、原則として配付枚数を100枚とする。
- (5) 特定記録等事務代行者は、配付申請が承認された場合において、申請先となる運輸支局等にて検査標章を受領することができる。
- この場合において、検査標章を受領するために運輸支局等へ来庁した特定記録等事務代行者又は当該特定記録等事務代行者の使者（以下「検査標章受領者」という。）は、配付申請が承認された際に通知された配付申請受付番号を運輸支

局長に提示しなければならない。なお、配付申請受付番号の提示は、配付申請受付番号を通知する電子メール(以下「配付申請受付番号通知メール」という。)の写し又は所定の事項を記載した検査標章受領書(別記様式2)の提出によることとする。

- (6) 運輸支局長は、検査標章受領者から配付申請受付番号通知メールの写し又は検査標章受領書が提出された場合は、当該書面に、配付する検査標章の枚数及び番号を記載し、検査標章受領者に確認を求めるものとする。また、検査標章受領者は、受領した検査標章と当該書面の記載内容に相違がないことを確認し、受領欄に記名しなければならない。
- (7) 特定記録等事務代行者が(2)の配付申請により検査標章を受領する場合は、(5)後段及び(6)にかかわらず、検査標章受領者は、検査標章の枚数及び番号について確認の上、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。
- (8) 運輸支局長は検査標章を配付する場合において、委託申請審査システムによる配付登録を行い、検査標章授受出納簿(運輸支局用)に、配付する検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、配付登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。

2. 検査標章の管理等

- (1) 特定記録等事務代行者は、標章管理機能による検査標章授受出納簿(事業者用)に、検査標章の出納状況を電子的に記録しなければならない。
- (2) 特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、速やかに標章管理機能により受領登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に必要事項を記録しなければならない。なお、受領登録の際は、受領登録画面に表示された検査標章の番号と配付を受けた検査標章の番号を突合することとし、検査標章の番号が一致しない場合は、受領登録を取りやめ、直ちに検査標章の配付を受けた運輸支局等に架電等により報告し、運輸支局長の指示に従うこと。
- (3) 特定記録等事務責任者は、受領登録した検査標章について、事業場において紛失又は盗難等がないように厳重に保管しなければならない。
- (4) 特定記録等事務代行者は、検査標章を使用者に交付した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。
- (5) 特定記録等事務代行者は、検査標章がき損又は不良であると確認した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿(事業者用)に当該事項を記録しなければならない。なお、き損又は不良とした検査標章については、廃棄することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。

- (6) 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失した場合において、直ちに標章管理機能により、運輸支局長（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特記記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会とする。）へ紛失届出を行うとともに、検査標章授受出納簿（事業者用）に当該事項を記録しなければならない。なお、紛失届出を行った検査標章を発見した場合は、廃棄又は再使用することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。
- (7) 特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（6）による紛失届出が困難な場合において、直ちに運輸支局等（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特記記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会本部とする。）に架電等により報告するとともに、標章管理機能復旧後、速やかに（6）による紛失届出を行うこと。
- (8) 特定記録等事務代行者が特定記録等事務の業務をやめたとき又は委託の解除を受けたときは、速やかに運輸支局長に検査標章を返納しなければならない。この場合において、運輸支局長は、委託申請審査システムによる返納登録を行い、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に、返納を受けた検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、返納登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。
- (9) 運輸支局長は、（6）、（7）又は（8）により検査標章の返納を受けたときは、さい断又はせん孔等の再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。ただし、検査標章の品質に係る不良を確認した場合は、本省自動車整備課へ報告するとともに、必要に応じ当該検査標章を郵送等により送付すること。
- (10) 運輸支局長は、（9）にかかわらず、返納を受けた検査標章が未使用かつ100枚の束である場合は、当該検査標章を廃棄することなく特定記録等事務代行者へ配付することができる。
- (11) 運輸支局長は、検査標章授受出納簿（事業者用）を確認し、必要に応じて、特定記録等事務代行者に対し、適切な検査標章の管理について指導することができる。

3. 雑則

- (1) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に配付する検査標章を運輸支局等において交付する検査標章と別に管理し、月末時点の特定記録等事務代行者に配付する検査標章の残箱数を、翌月5業務日以内に本省自動車整備課に報告すること。なお、残箱数にあつては、4,000枚を1箱とし、端数を切り捨てた数とする。
- また、この規定にかかわらず、本省自動車整備課は、必要に応じ、運輸支局長に残箱数の報告を求めることができることとする。
- (2) 検査標章授受出納簿（事業者用）及び検査標章授受出納簿（運輸支局用）の

記録事項は、当該記録がなされた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

- (3) 運輸支局長は、検査標章受領者から提出のあった配付申請受付番号通知メールの写し、検査標章受領書又は検査標章配付申請書兼受領書を、運輸支局等において、提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

附則（令和7年3月24日 国自整第261号）

1. この取扱いについては、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前に「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和4年12月26日付け国自整第209号）に基づき特定記録等事務代行者に配付された検査標章の管理については、なお従前の例による。
3. 1.（2）に係る別記様式1については、当分の間、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和4年12月26日付け国自整第209号）の別記様式1に代えることができる。

(別記様式1)

年 月 日

検査標章配付申請書兼受領書

_____運輸支局長 殿

申請者名 _____

(事業場名) _____

事業場所在地 _____

特定記録等事務代行等委託要領（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号）第11条の規定に基づき、以下の通り申請します。

特定記録等事務委託番号	
特定記録等事務責任者氏名	
検査標章配付希望枚数 (希望枚数算出根拠)	枚（100枚単位で記入） []

※委託書の写しを提示すること。

私は、以下の通り検査標章を受領しました。

検査標章 枚 (番号 _____ ~ _____)
(束番号 T _____ ~ T _____)
(小箱番号 S _____ ~ S _____)
(大箱番号 L _____ ~ L _____)

受領年月日： _____ 年 月 日

受領者氏名： _____

連絡先： _____

検査標章受領書

1. 配付申請情報

特定記録等事務委託番号	
代行者の氏名又は名称	
事業場名	
配付申請受付番号	

2. 配付を受ける検査標章

検査標章番号		枚数
自	至	

_____運輸支局長 殿

上記の検査標章を受領しました。

受領年月日： _____ 年 月 日

受領者氏名： _____

連絡先： _____

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて（概要）

1. 背景

令和 5 年 1 月より特定記録等事務代行制度を開始し、特定記録等事務の委託を受けた特定記録等事務代行者であれば、記録等事務代行アプリにより、継続検査に係る自動車検査証の記録及び返付並びに検査標章の交付に関する事務を行うことが可能となった。

検査標章の交付に関する事務等については、現在、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和 4 年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しているところであるが、令和 7 年 4 月 1 日より記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能（以下「標章管理機能」という。）が実装されることから、当該機能の実装後の検査標章の取扱いについて定める通達を発出する。

2. 通達の概要

- 検査標章の「配付申請」を行う場合は、標章管理機能によることとする。
- 検査標章を受領した場合は、標章管理機能による「受領登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を交付又はき損若しくは不良とした場合は、標章管理機能による「使用結果登録」を行わなければならないこととする。
- 検査標章を紛失した場合は、直ちに標章管理機能による「紛失届出」を行わなければならないこととする。
- 検査標章の出納の記録については、紙面による検査標章授受出納簿を廃止し、標章管理機能による電子的な記録とする。
- 令和 7 年 3 月 31 日以前に配付を受けた検査標章については、従前の通達により管理することとする。

3. スケジュール

発出：令和 7 年 3 月 24 日

施行：令和 7 年 4 月 1 日

記録事務代行アプリに 検査標章の管理機能を追加します

令和7年4月1日、記録事務代行アプリに新たに検査標章の管理に係る機能（標章管理機能）を追加します。

標章管理機能は、検査標章の「配付申請」、「受領登録」及び「使用結果登録」等を電子的に行い、**検査標章授受出納簿を電子管理**する機能であり、**紙媒体での保存が不要**となります。

標章管理機能の基本フロー

手順1

配付申請

検査標章の配付を受けるための電子的な申請を行います。

- ◆ 記録事務代行アプリから「配付申請」を行い、承認を受けてください。
- ◆ 配付申請が承認された場合は、その旨を電子メールでお知らせします。
- ◆ 電子メールを印刷し運輸支局等へご持参いただくと、検査標章の受領がスムーズです。

手順2

受領登録

検査標章を受領したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ 検査標章を受領したら、記録事務代行アプリにて「受領登録」を行ってください。
- ◆ 受領登録を行った検査標章は授受出納簿に受け入れられ、手順3の「使用結果登録」を行うことができますようになります。
- ◆ 記録事務代行アプリの標章管理画面では、受領登録待ちの検査標章があることを、赤字のメッセージで表示します。

手順3

使用結果登録

検査標章を使用（交付、き損等）したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ 車検証の書き換え作業に伴い検査標章を印刷したら、記録事務代行アプリにて「使用結果登録」を行い、検査標章を交付したことを記録してください。
- ◆ 使用結果登録を行うと、授受出納簿から使用した検査標章が払い出されます。
- ◆ 記録事務代行アプリの標章管理画面では、検査標章の残枚数が表示されます。

その他

紛失届出

検査標章を紛失した際の電子的な届出を行います。

- ◆ 検査標章の紛失を確認したら、直ちに記録事務代行アプリから「紛失届出」を行ってください。

令和7年3月31日以前に配付を受けた検査標章については、従前どおり、紙媒体の検査標章授受出納簿で管理してください。

詳しくは記録事務代行アプリ操作説明書※をご確認ください。

※令和7年4月1日より記録事務代行ポータルにて公開予定

便利です

指定整備事業者の皆様

業務効率化しませんか!?

記録事務代行

はじめての方

記録等事務代行 制度とは?

自動車検査証の更新手続きにおける書き換え業務を行政機関に代わり、記録等事務代行者が行える仕組みです。



OSS申請代理人へ
申請を依頼

ご自身で車検証情
報の書き換え可能

窓口での
受け取り不要



ご自身で
できます。

窓口へ
行かずに

車検証更新
手続きが

車検証の電子化で、OSS申請手続き完了後の

3つのメリット

窓口への訪問が不要。
24時間いつでも自動車検査証の書き換えが可能になります。

01

窓口への
出頭が不要



02

24時間
書き換え可能



03

専用アプリで
簡単作業



委託件数
増加中!!

専用ポータルから

オンラインで簡単申請

申請はこちらから

記録事務代行ポータル



令和7年3月31日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車の「訪問特定整備」制度を新設します

国土交通省では、整備工場に車を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、「訪問特定整備」制度を新設します

1. 概要

- エンジンやブレーキ等の取外しなど安全上重要な整備である「特定整備」は、国の認証を受けた整備工場である「**認証工場**」が、その事業場内で行う必要があります。
- 「訪問特定整備」制度は、安全を担保する一定のルールの下、**認証工場**がユーザーの自宅や運送会社の作業場など事業場外の場所を訪問して特定整備を行うことを可能とするものです。
- この新しい制度を使えば、例えば、自宅で車のエンジンがかからないときに整備士に来てもらい、修理を受けることや、人手不足のために自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者等に、認証工場から整備士を派遣して整備を行うことが可能となり、業種の垣根を越えて生産性が向上することが期待されます。

(訪問特定整備制度のポイント)

- 認証を受けた自動車整備工場(認証工場)しか訪問特定整備を行うことはできません。
- ユーザー等から委託された特定整備を他の訪問特定整備事業者に行わせることはできません。
- 訪問特定整備の責任は、認証工場が負います。(訪問する整備士ではない。)
- 訪問特定整備制度には、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります(別紙参照)
- 上記以外にも、訪問特定整備に伴う追加のルールがあります。



2. スケジュール

公布：令和7年3月31日(本日)

施行：令和7年6月30日

(参考)

訪問特定整備の関連法令、告示、通達及び Q & A は、以下 URL から確認いただくことができます。

- 訪問特定整備制度について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

【お問い合わせ先】物流・自動車局 自動車整備課 浅野、富岡
代表 03-5253-8111 (内線 42426、42428)

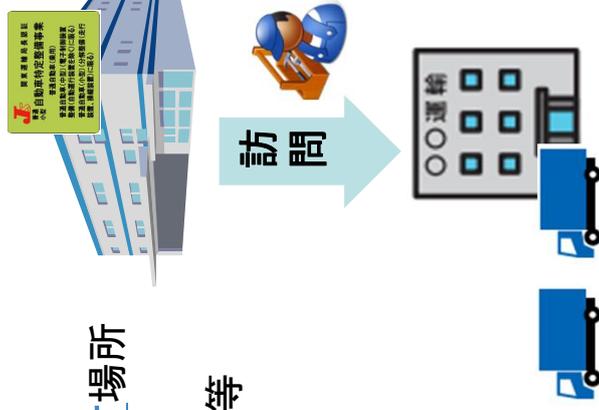
- 安全上重要な整備（**特定整備**）は、設備・機器・要員を有する**認証工場**で実施しなければならない
- 今般、**認証工場の整備士**が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を**訪問して**特定整備を行うことを解禁（「訪問特定整備」）

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たす**場所

例：運送会社の整備作業場等



2. 作業範囲

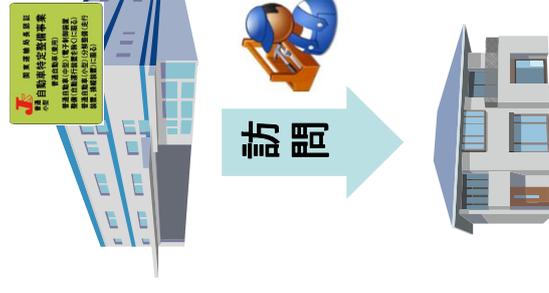
全ての特定整備

②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たさないが安全・品質を確保できる**場所

例：ユーザーの自宅駐車場等



2. 作業範囲

特定整備は、**以下に限る**

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリンググホースの交換

主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の**認証工場の整備士**が行う
- **料金の内訳**（整備費、旅費等）を示すこと
- **訪問する整備士のリスト**をメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、**同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内**

今後のスケジュール(予定)

- 3月31日(月) 公布
- 6月30日(月) 施行

○国土交通省告示第二百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の二の二第一項第九号を実施するため、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程

（用語の定義）

第一条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）をいう。
- 二 「特定整備」とは、法第四十九条第二項の特定整備をいう。
- 三 「事業場」とは、法第七十八条第一項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。
- 四 「自動車特定整備事業者」とは、法第七十八条第四項の自動車特定整備事業者をいう。

（事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類）

第二条 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次

に掲げるものとする。

一 訪問特定整備（一定の期間に限り、規則第五十七条第一号から第五号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

二 限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

イ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限り。）の交換

ロ 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限り。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限り。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限り。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限り。）の

取り外し

ハ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（届出）

第三条 訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）を行おうとする自動車特定整備事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、当該事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

一 当該事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

二 事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

三 第五条に規定する訪問特定整備等管理者及び第四条第一項に規定する訪問特定整備士についての次に掲げる事項（第四条第二項に規定する準訪問特定整備士又は同条第三項に規定する訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電

気装置整備士についての次に掲げる事項を含む。）

イ 氏名

ロ 生年月日

ハ 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

ニ 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容

ホ 第六条に規定する訪問特定整備等教育を受けた日

四 訪問特定整備等を開始する日

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項に規定するもののほか、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出ることを求めることができる。

3 第一項の届出をした自動車特定整備事業者（以下「訪問特定整備等事業者」という。）は、第一項各号に掲げる事項又は前項の情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。

4 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長にその旨を電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。

い。

(訪問特定整備等に従事させることができる者)

第四条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次に掲げる要件のいずれにも該当する者(以下「訪問特定整備士」という。)を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

二 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること

三 第六条に規定する教育を受けたこと

四 前条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が届け出られていること

2 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次のいずれかの場合に限り、検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格し、前項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者(以下「準訪問特定整備士」という。)を訪問特定整備等に従事させることができる。

一 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

二 訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

3 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、検定規則の規定による自動車車体整備士又は自動車電

気装置整備士の技能検定に合格し、第一項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）を訪問特定整備（規則第三条第八号及び第九号の電子制御装置整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことに限る。）に従事させることができる。

4 訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）は、他の事業場の訪問特定整備士等となることできない。

（訪問特定整備等に関する事項の統括管理）

第五条 訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、整備主任者のうち少なくとも一人（第六条に規定する教育を受けた者に限る。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「訪問特定整備等管理者」という。）は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることできない。

（訪問特定整備等管理者等に対する教育）

第六条 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行わなければならない。

一 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士と

して新たに届け出ようとする者

二 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から二年を経過した者

2 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育について、その内容及び方法その他の事項を記録した電磁的記録を作成し、訪問特定整備等教育を行った日から二年間保存しなければならない。

(訪問特定整備等事業者の遵守事項)

第七条 訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第三条第一項の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。

二 第三条第一項の届出を行ったことを示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

三 訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）について、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

四 訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者（以

下「依頼者」という。）から求められたときは、これを提示させること。

五 訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。以下「訪問特定整備等料金」という。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供すること。

六 訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供すること。

七 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ、交換した部品を撮影した画像データ並びに訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録を、当該訪問特定整備等を行った日から二年間保存すること。

八 第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合

合は、直ちに、その旨を第三条第一項の届出に係る事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。

九 訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、第三条第一項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告すること。

附 則

この告示は、令和七年六月三十日から施行する。

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合 の実施規程について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項に規定する「特定整備」を行う事業を営む者（以下「自動車特定整備事業者」という。）は、法第 78 条第 1 項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、当該認証を受けた事業場内で特定整備を実施しているところである。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっている。

これを踏まえ、今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）を改正し、告示において、訪問特定整備を行う場合に当該特定整備の適切な実施のため必要な要件を定めることとしている。このため、改正後の規則に基づく告示を新たに制定する必要がある。

2. 概要

（1）事業場以外の場所において行うことができる特定整備の種類

- ・一定の期間に限り、規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（訪問特定整備）。
- ・安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において特定整備のうち次に掲げるもの（法第 48 条第 2 項の規定において読み替えて準用する法第 47 条の 2 第 3 項の「整備」又は法第 94 条の 5 第 1 項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（限定訪問特定整備）。
 - ①普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換
 - ②普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アスクル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはス

テアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し

- ③大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（２）事前の届出

・訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）の開始日の前日までに、運輸支局長等に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。

- ①事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ②事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- ③下記（３）に規定する訪問特定整備等管理者及び訪問特定整備士の氏名、生年月日、合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日、実務経験期間及びその内容並びに訪問特定整備等教育を受けた日等（下記（３）に規定する準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士についての上記事項を含む）

④訪問特定整備等を開始する日

- ・上記に加え、運輸支局長等が必要であると認めた電磁的記録を提出しなければならない。
- ・提出した情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに当該変更内容を記載した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。
- ・訪問特定整備等事業を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内に電子メールで届け出なければならない。

（３）訪問特定整備又は限定訪問特定整備に従事する者の要件等

- ・整備主任者のうち少なくとも一人（下記（４）の教育を受けた者に限る。以下「訪問特定整備等管理者」という。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。
- ・訪問特定整備等に従事できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「訪問特定整備士」という。）とする。

- ①一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること
- ②3年以上の特定整備の実務経験を有すること
- ③下記（４）の教育を受けたこと

④上記（２）③の事項が運輸支局長等に届け出られていること

- ・ただし、三級の自動車整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「準訪問特定整備士」という。）は、次のいずれかの場合に限り、訪問特定整備等に従事できるものとする。

(7) 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

(1) 訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

- ・加えて、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）は、訪問特定整備（電子制御装置整備（法第94条の5第1項の「整備」に該当するものを除く。）に限る。）に従事できるものとする。

(4) 訪問特定整備等に従事する者に対する教育

- ・次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行い、その教育内容等を記録した電磁的記録（訪問特定整備等教育記録）を作成して訪問特定整備等教育を行った日から2年間保存しなければならない。

①訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者

②最後に訪問特定整備等教育を受けた日から2年を経過した者

(5) その他の遵守事項

- ・上記（２）の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。
- ・上記（２）の届出を行ったことを示す証票を訪問特定整備等の作業場所に表示するとともに、事業者が自ら管理するウェブサイトにも掲載しなければならない。
- ・訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）を事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載しなければならない。
- ・訪問特定整備士、準訪問特定整備士及びは訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）に身分証を携行させ、初回訪問時及び依頼者から求められたときにこれを提示させなければならない。
- ・訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要な訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、旅費等の内訳を含む。以下同じ。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供しなければならない。
- ・訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、訪問特定整備等を行った後の車両の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければならない。
- ・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁

的記録、訪問特定整備等に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行った場所の画像データ、訪問特定整備等を行う前後の車両の画像データ、交換した部品の画像データ及び請求書、納品書、領収書等の写し（電磁的記録）を、当該訪問特定整備等を行った日から2年間保存しなければならない。

- ・ 本告示の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合、遅滞なく、その旨を上記（2）の届出を行った運輸支局長等に報告しなければならない。
- ・ 訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければならない。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和7年3月31日

施 行：令和7年6月30日

国自整第263号の2
令和7年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 263 号
令和 7 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

令和 5 年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について (抄)

(旧)

<p>各 地方 運輸 局長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>国 自 整 第 1 2 6 号 平 成 1 8 年 3 月 2 日 国 自 整 第 8 4 号 平 成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 国 自 整 第 1 3 7 号 平 成 2 3 年 3 月 2 5 日 国 自 整 第 3 5 2 号 令 和 2 年 4 月 1 日 国 自 整 第 2 7 3 号 令 和 6 年 3 月 2 8 日 <u>改正</u> <u>国 自 整 第 2 6 3 号</u> <u>令 和 7 年 3 月 3 1 日</u></p>	<p>各 地方 運輸 局長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>国 自 整 第 1 2 6 号 平 成 1 8 年 3 月 2 日 国 自 整 第 8 4 号 平 成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 国 自 整 第 1 3 7 号 平 成 2 3 年 3 月 2 5 日 国 自 整 第 3 5 2 号 令 和 2 年 4 月 1 日 国 自 整 第 2 7 3 号 令 和 6 年 3 月 2 8 日</p>	<p>改正 改正 改正 改正</p>	<p>物流・自動車局長</p>	<p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p>	<p>(略)</p>	<p>1 通則 (1) 自動車特定整備事業者 (以下「<u>認定事業者</u>」という。)に対する行政処分の種類は、<u>全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認定の取消し及び改善命令とする。</u> <u>指定自動車整備事業者 (以下「指定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証 (以下「保安基準適合証等」という。)の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</u> <u>優良自動車整備事業者の認定を受けた者 (以下「優良認定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</u></p>
<p>各 地方 運輸 局長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>国 自 整 第 1 2 6 号 平 成 1 8 年 3 月 2 日 国 自 整 第 8 4 号 平 成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 国 自 整 第 1 3 7 号 平 成 2 3 年 3 月 2 5 日 国 自 整 第 3 5 2 号 令 和 2 年 4 月 1 日 国 自 整 第 2 7 3 号 令 和 6 年 3 月 2 8 日</p>	<p>各 地方 運輸 局長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p>	<p>国 自 整 第 1 2 6 号 平 成 1 8 年 3 月 2 日 国 自 整 第 8 4 号 平 成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 国 自 整 第 1 3 7 号 平 成 2 3 年 3 月 2 5 日 国 自 整 第 3 5 2 号 令 和 2 年 4 月 1 日 国 自 整 第 2 7 3 号 令 和 6 年 3 月 2 8 日</p>	<p>改正 改正 改正 改正</p>	<p>物流・自動車局長</p>	<p>自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について</p>	<p>(略)</p>	<p>1 通則 (1) 自動車特定整備事業者 (以下「<u>認定事業者</u>」という。)に対する行政処分の種類は、<u>全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認定の取消し及び改善命令とする。</u> <u>指定自動車整備事業者 (以下「指定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証 (以下「保安基準適合証等」という。)の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。</u> <u>優良自動車整備事業者の認定を受けた者 (以下「優良認定事業者」という。)に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。</u></p>

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

また、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) ～(3) (略)

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 3.(3)、4.(3)、及び5.の行政処分等であつて、次のいずれかにか該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなつたときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

3 認証事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の事業の停止命令

全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 事業者について次のいずれにも該当することとなつた場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の事業の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合。

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合。

② ①以外の場合であつて、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の認証の取消し

全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなつた場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものである）は事故を引き起こすおそれの高

なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) ～(3) (略)

2 違反点数の取扱い

(1) 事業場の違反点数について

①～② (略)

③ 過去1年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を2倍とする。

また、過去1年を超え2年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあつては、行政処分等に係る合計点数を1.5倍とする。

なお、過去2年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあつては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。

④ 「3. 認証事業者の行政処分」(2)及び「4. 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であつて、次のいずれかにか該当する場合は違反点数の合計を2分の1とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。

ア (略)

イ 過去5年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から2年以内に行政処分等を受けることとなつたときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。

(2) (略)

3 認証事業者の行政処分

(新設)

(新設)

いものをいう。以下同じ。)) について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の事業の停止命令
違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。

② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

③ ①において訪問特定整備等(自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(令和7年3月31日付国土交通省告示第25号))に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。))に係る違反を含む場合は、訪問特定整備等については、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が45日を超える場合においては、90日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。

(4) 違反事業場の認証の取消し
違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかにかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

① 違反事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

④ 3台以上のペーパー車検(点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。))を実施した場合

⑤ 5台以上の不正改造を実施した場合

⑥ 5台以上の不適切な限定訪問特定整備(限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。))を実施した場合

⑦ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑧ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑨ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑩ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

⑪ 3台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は助した場合

⑫ 5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は5台以上について法第94条の5第1項の整備として訪問特定整備を実施した場合(これらの保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)

若しくは、これらの手続きを依頼等した場合

(1) 事業の停止命令
事業の停止命令は、次に定めるところによる。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が10点以上の場合、別表1に定めるところにより、事業の停止を命ずる。

② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、2(2)の累積点数が360点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の事業の停止を命ずる。

(新設)

(2) 認証の取消し
認証の取消しは、次のいずれかにかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 違反行為に係る事業場について、2(1)の合計点数が180点以上となった場合

② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合

③ 事業の廃止を届け出なかった場合

(新設)

④ 5台以上の不正改造を実施した場合

(新設)

⑤ 法第92条に基づく改善命令に従わなかった場合

⑥ 法第93条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合

⑦ 法第93条第3号に該当する場合(ただし、法人であって、その役員が法第80条第1項第2号ロに該当する場合を除く。)

⑧ 法第100条第2項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合

(新設)

⑨ 5台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付(いわゆるペーパー車検)し、車検手続きを行った場合又は5台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合(これらの保安基準適合証を交付した車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。)

若しくは、5台以上のこれらの手続きを依頼等した場合

(上段へ移動)

(3) 改善命令

6 (1)の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。

① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、10日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

イ 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を2回以上受けている場合

② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、5日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

③ 3(1)の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。

(2) 全ての事業場の指定の取消し
全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。

① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合

② 過去2年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を2回以上受けている場合

(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(4) 違反事業場の指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

①～③ (略)

④ ペーパーカー車検を実施した場合

⑤～⑫ (略)

(上段へ移動)

(5) 自動車検査員の解任命令

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。

(3) 改善命令

6 ①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。

4 指定事業者の行政処分

(新設)

(新設)

(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令

(略)

(2) 指定の取消し

指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合(いわゆるペーパー車検)

⑤～⑫ (略)

なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。

(3) 自動車検査員の解任命令

<p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 是正命令 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他 (1)～(2) (略) (3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</p> <p><u>1.</u> 公表する行政処分</p> <p><u>①</u> 自動車特定整備事業の認証の取消</p> <p><u>②</u> 自動車特定整備事業の停止</p> <p><u>③</u> 指定自動車整備事業の指定の取消</p> <p><u>④</u> 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止</p> <p><u>⑤</u> 自動車検査員の解任命令</p> <p><u>⑥</u> 優良自動車整備事業者の認定の取消</p> <p><u>⑦</u> 事業改善命令</p> <p><u>⑧</u> 是正令措置</p> <p><u>2.</u> 公表する内容</p> <p><u>①</u> 処分年月日</p> <p><u>②</u> 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）</p> <p><u>③</u> 事業者の法人番号（個人を除く。）</p> <p><u>④</u> 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）</p> <p><u>⑤</u> 行政処分の種類</p> <p><u>⑥</u> 主な違反条項</p> <p><u>⑦</u> 違反行為の概要</p> <p><u>3.</u> 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <p><u>①</u> 公示</p> <p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあつては、停止処分期間</p> <p><u>②</u> 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載</p> <p>行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(6)</u> 是正命令 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 その他 (1)～(2) (略) (3) 公表方法</p> <p>事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。</p> <p><u>①</u> 公表する行政処分</p> <p><u>ア</u> 自動車特定整備事業の認証の取消</p> <p><u>イ</u> 自動車特定整備事業の停止</p> <p><u>ウ</u> 指定自動車整備事業の指定の取消</p> <p><u>エ</u> 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止</p> <p><u>オ</u> 自動車検査員の解任命令</p> <p><u>カ</u> 優良自動車整備事業者の認定の取消</p> <p><u>キ</u> 事業改善命令</p> <p><u>ク</u> 是正令措置</p> <p><u>②</u> 公表する内容</p> <p><u>ア</u> 処分年月日</p> <p><u>イ</u> 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで）</p> <p><u>ウ</u> 事業者の法人番号（個人を除く。）</p> <p><u>エ</u> 事業場の名称及び所在地（市区町村まで）</p> <p><u>オ</u> 行政処分の種類</p> <p><u>カ</u> 主な違反条項</p> <p><u>キ</u> 違反行為の概要</p> <p><u>③</u> 公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間</p> <p><u>ア</u> 公示</p> <p>i 処分の日から6ヶ月間を超えない期間（停止処分を除く。）</p> <p>ii 停止処分にあつては、停止処分期間</p> <p><u>イ</u> 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載</p> <p>行政処分年月日より5年間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(令和7年3月31日付け 国土交通省令第263号)</u></p> <p><u>1.</u> この基準は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。</p>
---	--

2 この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

1. 改正の背景

令和5年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国130の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。

また、昨今一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な整備を受けられる、いわゆる「訪問整備」のニーズの高まりを受け、訪問特定整備制度を開始することとなり、それに伴い「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」と言う。）を見直す必要がある。

これを踏まえ処分基準及び関係通達について所要の改正を実施する。

2. 改正の概要

（1）組織的悪質性が認められる違反に対する処分の追加

現行の処分基準では指揮命令系統が上位のものからの組織的な指示による違反についての規定がなく、事業場が見捨てられるのみで終わる可能性があるため、組織的違反についての処分を新たに設け、組織的違反があった際には事業者には組織的責任があるとして、事業者の持つ事業場全てに対して行政処分を実施出来ることとする。

（2）認証事業者に対する違反点数の見直し

ビッグモーターに対する処分では、指定工場については37事業場が取消処分に至った一方で、認証工場については取消に至った事業場はなかった。この点について、認証工場の違反点と量定の関係が指定工場に対してバランスを欠くことから、量定について再検証を実施し、特に故意による違反について違反点を2倍とするなど違反点数の見直しを行う。

（3）自主申告を行った自動車検査員について一部処分の軽減

自動車検査員は、証言した法令違反に自らも関与していた場合、事業場に対する行政処分に加えて、当該自動車検査員自身も解任命令の対象となることから、正直に証言しづらい環境にあるため、一定の条件を満たす場合には行政処分を軽減することとする。

（4）訪問整備等に対する処分の追加

新たに開始する訪問特定整備制度に対応するため、訪問特定整備に関する処分項目を追加する。

3. スケジュール

公布：令和7年3月31日

施行：令和7年6月30日

国自整第264号の2
令和7年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 264 号
令和 7 年 3 月 31 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

令和 5 年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(新)

国 自 整 第 1 2 7 号	国 自 整 第 1 2 7 号
平 成 1 8 年 3 月 2 日	平 成 1 8 年 3 月 2 日
改 正 国 自 整 第 1 6 号	改 正 国 自 整 第 1 6 号
平 成 2 0 年 4 月 2 4 日	平 成 2 0 年 4 月 2 4 日
改 正 国 自 整 第 1 3 8 号	改 正 国 自 整 第 1 3 8 号
平 成 2 3 年 3 月 2 5 日	平 成 2 3 年 3 月 2 5 日
改 正 国 自 整 第 4 3 0 号	改 正 国 自 整 第 4 3 0 号
平 成 2 8 年 3 月 2 8 日	平 成 2 8 年 3 月 2 8 日
改 正 国 自 整 第 1 号	改 正 国 自 整 第 1 号
令 和 2 年 4 月 1 日	令 和 2 年 4 月 1 日
改 正 国 自 整 第 2 7 4 号	改 正 国 自 整 第 2 7 4 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日	令 和 6 年 3 月 2 8 日
改 正 国 自 整 第 2 6 4 号	改 正 国 自 整 第 2 6 4 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日	令 和 7 年 3 月 3 1 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(略)

1 (略)

2 「1 通則」関係

(1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1(認証の事業の停止命令の例)又は別添2(認証の取消しの例)を参考とするものとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添15(訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例)を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3(認証の警告書の例)又は別添4(改善命令書の例)を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告

記

(旧)

国 自 整 第 1 2 7 号	国 自 整 第 1 2 7 号
平 成 1 8 年 3 月 2 日	平 成 1 8 年 3 月 2 日
改 正 国 自 整 第 1 6 号	改 正 国 自 整 第 1 6 号
平 成 2 0 年 4 月 2 4 日	平 成 2 0 年 4 月 2 4 日
改 正 国 自 整 第 1 3 8 号	改 正 国 自 整 第 1 3 8 号
平 成 2 3 年 3 月 2 5 日	平 成 2 3 年 3 月 2 5 日
改 正 国 自 整 第 4 3 0 号	改 正 国 自 整 第 4 3 0 号
平 成 2 8 年 3 月 2 8 日	平 成 2 8 年 3 月 2 8 日
改 正 国 自 整 第 1 号	改 正 国 自 整 第 1 号
令 和 2 年 4 月 1 日	令 和 2 年 4 月 1 日
改 正 国 自 整 第 2 7 4 号	改 正 国 自 整 第 2 7 4 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日	令 和 6 年 3 月 2 8 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 自 動 車 整 備 課 長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

(略)

1 (略)

2 「1 通則」関係

(1) 「1 通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1(認証の事業の停止命令の例)又は別添2(認証の取消しの例)を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3(認証の警告書の例)又は別添4(改善命令書の例)を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

記

書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

(2)～(5) (略)

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。

<u>事業の種類</u>	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別
(略)

(7)～(8) (略)

(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

① (略)

② 前号のほか、行政処分等を行うおとする違反事項については、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。

(10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告するものとする。

(11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

(1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 「3 認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

② 「4 指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

(1) 「3 認証事業者の行政処分」の「組織的実質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であつて、かつ複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行

(2)～(5) (略)

(6) 「1 通則」(1)の口頭注意、文書警告については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等(口頭注意を除く。)を受けていない場合には、運輸支局長(運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。)による文書警告とすることができるものとする。

	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の種類
(略)	

(7)～(8) (略)

(9) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

① (略)

② 前号のほか、行政処分等を行うおとする違反事項については、故意・過失等の高度な判断を要する場合であつて委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い(違反点数に係る変更を除く。)を決定することができるものとする。

(10) 「1 通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車局整備課あて報告する。

(11) (略)

3 「2 違反点数の取扱い」関係

(1) 「2 違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 「3 認証事業者の行政処分」(1)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

② 「4 指定事業者の行政処分」(1)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤ (略)

(2) (略)

(3) 「2 違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4 「3 認証事業者の行政処分」関係

(新設)

為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返して行った場合又は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。

(2) 「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、4 (1)と同様とする。

(2) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4 (2)と同様とする。

(略)

(3) 「4 指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であつて、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

(2) (略)

(4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「4 指定事業者の行政処分」(5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。

6 (略)

(略)

附則(令和7年3月31日付け 国自整第264号)

1. この通達は、令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用する。

2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。

「3 認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。

5 「4 指定事業者の行政処分」関係

(新設)

(1) 「4 指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、4と同様とする。

(略)

(2) 「4 指定事業者の行政処分」(3)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「4 指定事業者の行政処分」(3)⑥及び別表2の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。

なお、2 (6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。

① 「4 指定事業者の行政処分」(3)①～⑤に該当する場合（不正改造車2台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び2台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であつて、過去2年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。

(2) (略)

(3) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。

(新設)

6 (略)

(略)

(新)

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数		別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数	
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機型式の不正打刻	30点/台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点/台
(削除)			
(略)			
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 15点/台
法第91条1項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	15点 3点 6点 1点

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数		別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数	
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機型式の不正打刻	30点/台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点/台
法第78条1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	5点
(略)			
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10点/台 10点/台
法第91条1項	・特定整備記録簿の備付け・記載違反	①特定整備記録簿の偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし (新設) ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	10点 3点 1点

(旧)

法第93条-2号	業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5点 5点	(新設) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の5	適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15点/台	(新設) 5台以上は取消し 保安基準適合証を交付し車検手続を行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ①3台以上は取消し ②5台以上は取消し
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1-1：(略)
注1-2：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。
注1-3「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していないの項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。」
注1-4「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

(旧)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①(略) ②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5

(新)

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項 (略)	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の5-1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	①(略) ②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45点/台	注2-1
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10点/台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注2-1 注2-5

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第94条の6 -1項 簿の備付・記載 違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部 記載漏れ、記載誤り	3点	④点検及び整備の概要欄の 大部分に漏れがある場合は 5点	法第94条の6 -1項 簿の備付・記載 違反	①～③ (略) ④指定整備記録簿の一部 記載漏れ、記載誤り <u>(新設)</u>
(略)	⑤ (略)			(略)	

(略)
(略)
(新設)

表1～表2 (略)

表1～表2 (略)

注2-7:「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書(抹消登録証明書)、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表1～表2 (略)

別添
(新)

別添1～14 (略)

別添15 (訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例)

〇 車技整備第〇〇〇〇号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業 者 名
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号
〇〇自動車株式会社 〇〇営業所
〇〇県〇〇市〇〇町1-2

認証番号 〇〇〇号

2. 違反事実

別紙のとおり (別紙 (例) 参照)

(旧)

別添1～15 (略)

(新増)

3. 停止期間（自動車特定整備整備事業について）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日から

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

4. 停止期間（訪問特定整備及び限定訪問特定整備について）

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日から

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添16（組織的悪質性の違反による全事業場の認証の停止命令の例）

〇運技整第〇〇〇〇号

自動車特定整備事業の停止命令書

事業者名
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

貴〇の経営する自動車特定整備事業について、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第93条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり、当局管内の全事業場の自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇運輸支局を經由して当局あて文書により報告されたい。なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

1. 事業場の名称、所在地及び認証番号

〇〇自動車株式会社 〇〇営業所

〇〇県〇〇市〇〇町1-2

認証番号 〇第 〇〇〇号

（事業場が多い場合はその他事項を付記）

2. 違反事実

（新規）

別紙のとおり(別紙(例)参照)

3. 停止期間

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日から、
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇運輸局長 〇〇 〇〇 印

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができ、又は処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙(例)

違反事実及び「〇〇〇〇〇基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇〇〇基準」に基づく〇〇(事業、保安基準適合証交付等)停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「〇〇〇〇〇基準」については、それぞれ本省局長通達・本省隊長通達に基づく「局通達の件名」とする。

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実(違反条項)	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【4.5点×1台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	4.5点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	20点	

別紙(例)

違反事実及び「〇〇〇〇〇基準」に基づく違反点数並びに「〇〇〇〇〇基準」に基づく〇〇(事業、保安基準適合証交付等)停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「〇〇〇〇〇基準」については、それぞれ本省局長通達・本省隊長通達に基づく「局通達の件名」とする。

(平成) 〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実(違反条項)	違反点数	適用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【4.5点×1台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	4.5点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【10点×2台】(道路運送車両法第94条の5第1項)	20点	

3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。 【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)	3点	3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。 【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)	3点	3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。 【1台】 (道路運送車両法第94条の6第1項)
4	保安基準に適合しない自動車(不正改造車)に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)	解任命令	4	保安基準に適合しない自動車(不正改造車)に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)	解任命令	4	保安基準に適合しない自動車(不正改造車)に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【1名】 (道路運送車両法第94条の5第4項)
違反合計点数 45点×1台+10点×2台+3点=68点		事業停止日数 35日		事業停止日数 35日		違反合計点数 45点×1台+10点×2台+3点=68点	
<p>【加重があった場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消としたものである。 「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)に定めるところにより、過去1年以内(元号)○○年○月○日)に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。 							
<p>訪問特定整備に関する違反に基づく訪問特定整備事業の停止日数</p>							
・事業停止日数と同日		事業停止日数 35日		事業停止日数 35日		事業停止日数 35日	
・90日 - (事業停止日数)○日							
<p>【加重があった場合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消としたものである。 「○○○○…基準」(元号)○○年○月○日付け○○○第○○号。)○(○)に定めるところにより、過去1年以内(元号)○○年○月○日)に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を2倍としたものである。 							

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課長

(公印省略)

点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期等について

令和 7 年 4 月より、繁忙期対策として自動車検査証（以下「車検証」という。）の有効期間が短くなることなく車検を受けられる期間が従来の 1 ヶ月前から 2 ヶ月前に延びましたが、点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検時期について、車検証の有効期間満了の年月に合わせることにより、次回の定期点検を実施すべき時期が道路運送車両法に規定された時期を経過した年月としてしまうおそれがあります。

定期点検整備と車検は同時期に実施することが一般的であり、自動車整備業界全体の繁忙期の平準化のためには、定期点検整備についても、車検の有効期間満了日を待たずに実施することが望ましいところ、貴会傘下会員に対し、下記の事項について周知徹底を図るとともに、統一的な運用が行われるようご対応方お願いいたします。

記

1. 点検整備済ステッカーが示す次回の定期点検を実施すべき時期については、道路運送車両法に基づく時期（定期点検整備を完了した日の 3 月後、6 月後または 12 月後）とすること。
2. 使用者等に対し、法令に基づく定期点検整備実施の必要性とともに、定期点検整備と車検をあわせて実施する際には、車検の有効期間満了日を待つことなく定期点検整備と車検を実施することで混雑緩和につながることの周知を行うこと。

国自整第87号の2
令和7年7月4日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

「指定整備記録簿の記載要領について」(平成7年3月27日付け自整第67号)の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>附則 (令和7年7月4日 国自整第87号)</u> <u>1 本改正規定は、令和7年7月4日から施行する。</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p>	<p>自整第67号 平成7年3月27日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定整備記録簿の記載要領について</p> <p>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。</p> <p>省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。</p> <p>記</p> <p>1. ～5. (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別紙</p> <p>黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p>

新		旧																															
<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>① ～④ (略)</p> <p>⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>		<p>前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合</p> <p>① ～④ (略)</p> <p>⑤カッタフトフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）</p>																															
<p>前照灯</p> <table border="1"> <tr> <td>取付高さ</td> <td>右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td> <td>左 cm</td> </tr> <tr> <td>光軸</td> <td>下 <u>水平以下</u> cm</td> <td>下 Cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右 cm</td> <td>左・右 cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>主×100 <u>1 6 0</u> cd</td> <td>主×100 cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100 4 5 cd</td> <td>副×100 cd</td> </tr> </table> <p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>「光軸の上下」の欄に「<u>水平以下</u>」と記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>		取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm	光軸	下 <u>水平以下</u> cm	下 Cm		左・右 cm	左・右 cm	光度	主×100 <u>1 6 0</u> cd	主×100 cd		副×100 4 5 cd	副×100 cd	<p>前照灯</p> <table border="1"> <tr> <td>取付高さ</td> <td>右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm</td> <td>左 cm</td> </tr> <tr> <td>光軸</td> <td>下 <u>5-6</u> cm</td> <td>下 Cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左・右 cm</td> <td>左・右 cm</td> </tr> <tr> <td>光度</td> <td>主×100 <u>1 0 0</u> cd</td> <td>主×100 cd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副×100 4 5 cd</td> <td>副×100 cd</td> </tr> </table> <p>(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。</p> <p>(注)「光軸の上下」の欄に<u>右26cm</u>及び<u>右44cmの点のカッタフトフラインの位置を間に「-」を挟んで</u>記入する。</p> <p>(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。</p>		取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm	光軸	下 <u>5-6</u> cm	下 Cm		左・右 cm	左・右 cm	光度	主×100 <u>1 0 0</u> cd	主×100 cd		副×100 4 5 cd	副×100 cd
取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm																															
光軸	下 <u>水平以下</u> cm	下 Cm																															
	左・右 cm	左・右 cm																															
光度	主×100 <u>1 6 0</u> cd	主×100 cd																															
	副×100 4 5 cd	副×100 cd																															
取付高さ	右 すれ違い灯 特例ライン 5 8 cm	左 cm																															
光軸	下 <u>5-6</u> cm	下 Cm																															
	左・右 cm	左・右 cm																															
光度	主×100 <u>1 0 0</u> cd	主×100 cd																															
	副×100 4 5 cd	副×100 cd																															
<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者(外注した場合)の記載例 (略)</p>		<p>制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例 (略)</p> <p>電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者(外注した場合)の記載例 (略)</p>																															

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリーケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を2分の1短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

(2) 今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、[認証工場の機器要件](#)を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテストでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす[指定工場\(大型\)](#)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直し
については、引き続き、調査検討

3. 自動運転車の検査員要件の強化

[自動運転車の検査](#)を行う検査員を[1級自動車整備士](#)に限る

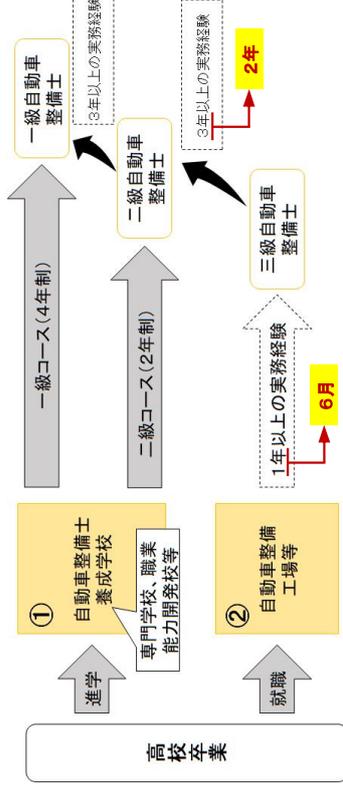
【今後のスケジュール】 公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6)

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

[2級、3級、特殊の自動車整備士資格](#)を取得するための
[実務経験期間を短縮](#) (座学で補完)

- 2級自動車整備士 3年 → 2年
- 3級自動車整備士 1年 → 6月
- 特殊自動車整備士 2年 → 1年4カ月



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の[点検整備記録簿](#)の車両への備え付けに代えて、
[携帯電話等への「電子的方法」](#)による保存でも可とする
(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)
⇒ 整備工場が電子的に発行可能に

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、
「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」
について、[オンライン方式](#)を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、[目視に代えて、スキャンツール等による確認](#)でも可とする範囲を拡大する

令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日 (3.)

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止

タイヤの傾きを測定する機器※



① トーイングゲージ



② キャンバー
キャスタ
ゲージ



③ ターニング
ラジアス
ゲージ



④ ホイール
プーラ



⑤ グリースガン/
シャシ・ルブリケータ



⑥ ベアリング
レース プーラ



⑦ 比重計



⑧ エンジン
タコメスタ

⑨ タイミング
ライト



⑩ 整備用
スキャンツール

設置を不要とする

※ アライメントテストによる測定又は外注が一般的

普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き
設置を不要とする

⑦はバッテリースタ、

⑧⑨は整備用スキャンツール
があれば設置を不要とする

認証の

新規取得時等から
義務付け

追加

電子整備に必要

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす指定工場(大型)の最低工員数を緩和 (5人→4人)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
施 行: 公布の日

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

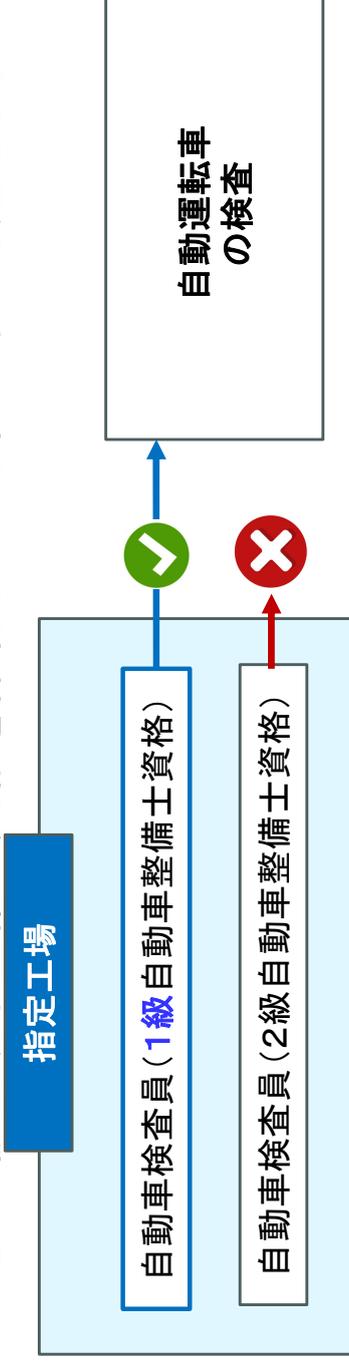
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

- 公布: 令和7年7月8日
施行: 令和11年4月1日
その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定期則」に定めるところにより、
①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等（一種養成施設）を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

事業者からのご意見等

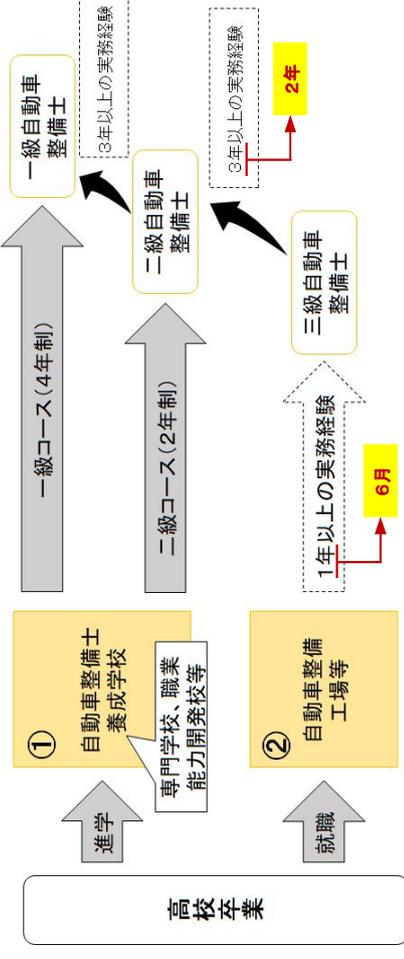
- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長い
そのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

89

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	<u>2年</u>
3級自動車整備士	1年	→	<u>6月</u>
特殊自動車整備士	2年	→	<u>1年4カ月</u>



今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- デイラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること

※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 公布の日

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要（通達）

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする
(実技講習は、引き続き、対面で実施)



ライブ配信形式



サテライト配信形式



動画配信形式

今後のスケジュール

公布：令和7年7月8日

施行：公布の日

7. スキヤンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキヤンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキヤンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキヤンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキヤンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ①ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ②ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④二次空気供給装置の機能
- ⑤排気ガス再循環装置の機能

例:ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの

床板とのすき間の確認



ペダルと床のすき間



(従来)

ブレーキを踏み込んだときの
床面とのすき間をノギス等で測定



(今後)

・スキヤンツール等による確認でも可

195秒/台の作業時間削減(平均)

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日

施行: 令和7年10月8日

○国土交通省令第八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第五項、第八十条第一項第一号、第九十四条の四第一項、第九十四条の五第一項及び第九十四条の五の二第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令
 (自動車整備士技能検定期則の一部改正)
 第一条 自動車整備士技能検定期則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

一 の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四 の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの

イ・ロ (略)

四 の三、八 (略)

二 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(二級の受験資格)

第十八条 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し三年以上の実務の経験を有する者

一 の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

一 の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有するもの

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ・ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四 の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し六月以上の実務経験を有するもの

イ・ロ (略)

四 の三、八 (略)

二 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二 の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)

(三級の受験資格)
第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者
- 二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し三月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 三〜五(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)
第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者
- 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 四〜六(略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)
第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

(三級の受験資格)
第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し一年以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者
- 二 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 三〜五(略)

(自動車タイヤ整備士等の受験資格)
第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者
- 二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二口又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの
- 三 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するものイ〜ハ(略)
- 四〜六(略)

(道路運送車両法施行規則の一部改正)
第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後		改正前	
別表第五(第五十七条関係)			
対象とする整備の種類	対象とする整備の種類	対象とする整備の種類	対象とする整備の種類
分解整備	分解整備	分解整備	分解整備
電子制御装置整備	電子制御装置整備	電子制御装置整備	電子制御装置整備
対象とする装置の種類	対象とする装置の種類	対象とする装置の種類	対象とする装置の種類
原動機	原動機	原動機	原動機
動力伝達装置	動力伝達装置	動力伝達装置	動力伝達装置
走行装置	走行装置	走行装置	走行装置
操縦装置	操縦装置	操縦装置	操縦装置
制動装置	制動装置	制動装置	制動装置
緩衝装置	緩衝装置	緩衝装置	緩衝装置
連結装置	連結装置	連結装置	連結装置
運行補助装置	運行補助装置	運行補助装置	運行補助装置
自動運行装置	自動運行装置	自動運行装置	自動運行装置
作業機械等	作業機械等	作業機械等	作業機械等
(略)	(略)	(略)	(略)

(指定自動車整備事業規則の一部改正)
第三条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第百四十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(自動車検査員の要件) 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定期則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定期則」という)の規定による二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。)として一年以上(検定期則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したものである。</p> <p>二 前項の規定によるほか、自動運行装置を備える自動車について法第九十四条の五第一項又は法第九十四条の五の二第一項の証明を行う自動車検査員にあつては、検定期則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者でなければならない。</p> <p>(自動車検査員の証明) 第七条 (略)</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第二号、第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。)並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>		<p>(自動車検査員の要件) 第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シヤシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。)として一年以上(一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したものである。</p> <p>(新設) 二 四 (略)</p> <p>(自動車検査員の証明) 第七条 (略)</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第三号、第十五号、第十九号から第二十一号まで及び第二十八号を除く。)並びに第三十五条の四第一項第五号及び第七号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>	

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>別表第一(第三条及び第四条関係) (略)</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第四十九條第一項及び第三項、第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)</p>		<p>別表第一(第三条及び第四条関係) (略)</p> <p>道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)</p>	

別表第二(第五条及び第六条関係)

(略)	(略)
道路運送車両法	第四十九條第一項及び第二項、第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

(略)	(略)
港湾法	第五十六條の二十第二項
道路運送車両法	第九十一條第二項
気象業務法	第三十二條の十第二項
(略)	(略)

別表第二(第五条及び第六条関係)

(略)	(略)
道路運送車両法	第九十一條第一項及び第三項、第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)
(略)	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

(略)	(略)
港湾法	第五十六條の二十第二項
気象業務法	第三十二條の十第二項
(略)	(略)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中指定自動車整備事業規則第四条の改正規定(第一項第一号の改正規定を除く。)は、令和十一年四月一日から施行する。

(道路運送車両法施行規則の一部改正に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に道路運送車両法(以下「法」という。)の規定による認証を受けて自動車特定整備事業を営んでいる者及び法の規定により自動車特定整備事業の認証の申請をしている者に係る法第八十條第一項第一号の規定による基準については、第二条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則別表第五(点検計器及び点検装置の欄第十三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、この省令の施行後最初に事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

(指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の際現に自動運行装置を備える自動車(以下この条において「自動運転車」という。)を対象とする法第九十四條の二第一項の指定自動車整備事業を行っている同項に規定する指定自動車整備事業者は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して四年を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第四條第二項に該当しない者を自動運転車について法第九十四條の五の二第一項の証明を行う法第九十四條の四第一項の自動車検査員に選任することができる。

(自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 自動車整備士技能検定期則等の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第四十六号)の一部を次のように改める。
第二条のうち、自動車整備士技能検定期則第十八條から第十九條の二までの改正規定を次のように改める。

改正後

(二級の受験資格)

第十八條 二級自動車整備士(総合)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

改正前

(二級の受験資格)

第十八條 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

一の二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ、ハ (略)

ト 一種養成施設の三級自動車整備士(総合)の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士(総合)の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級自動車整備士(総合)の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

一の三 自動車タイヤ整備士等の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有する者

一の一 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ、ロ (略)

(削る)

三 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四 二級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

(削る)

(削る)

五 (略)

六 一種養成施設の二級自動車整備士(総合)の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士(総合)の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

八 (略)

一の二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ、ハ (略)

ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(新設)

一の一 (略)

二 次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

イ、ロ (略)

三 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有する者

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

(新設)

四の二 次に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し四月以上の実務経験を有するもの

イ 第二号イ又はロに掲げる者

ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が二年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの

四の三 第一号の二ハ又は二に掲げる者であつて、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの

五 (略)

六 一種養成施設の二級の課程を修了した者

七 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

八 (略)

2 二級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し二年以上の実務の経験を有する者

二 次に掲げる者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有するもの

イ 前項第一号の二イからハまでに掲げる者

ロ 一種養成施設の三級自動車整備士(二輪)の課程を修了した者

ハ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級自動車整備士(二輪)の課程を修めて卒業した者

ニ 国土交通大臣が、三級自動車整備士(二輪)の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

三 前項第二号イ又はロに掲げる者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けた者であつて、三級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

五 一種養成施設の二級自動車整備士(二輪)の課程を修了した者

六 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級自動車整備士(二輪)の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

七 前項(第一号の三及び第四号を除く。)に規定する受験資格を有する者

八 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

(三級の受験資格)

第十九条 三級自動車整備士(総合)又は三級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業(三級自動車整備士(二輪)の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者

二・三 (略)

(削る)

2 二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日を経過した日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年四月以上の実務の経験を有する者

二 前項第一号の二イ、ロ又はホからリまでのいずれかに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

二の二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

三 前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し八月以上の実務の経験を有するもの

四 前項第五号から第七号までに掲げる者

五 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めたる者

(三級の受験資格)

第十九条 三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

一 自動車の整備作業(三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し六月以上の実務の経験(十五歳となつた日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者

二・三 (略)

四 自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

五 自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者

<p>(自動車タイヤ整備士等の受験資格)</p> <p>第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>イ 第十八条第一項第二号イ又はロに掲げる者</p> <p>ロ 前条第二号ハに掲げる者</p> <p>ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が二千八百時間以上の職業訓練を受けたもの</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>(自動車タイヤ整備士等の受験資格)</p> <p>第十九条の二 自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日(全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日)において次の各号(自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号(口及びハに係る部分に限る。)を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 六 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>第四条のうち、指定自動車整備事業規則第四条の改正規定を次のように改める。</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる事業場の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ ロ以外の事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ(1)若しくは(3)又はハに掲げる事業場の整備主任者(自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定のみ合格した者を除く。ロにおいて同じ。)として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>ロ 対象とする自動車(二輪の小型自動車のみである事業場 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者として一年以上(検定規則の規定による一級自動車整備士(総合)又は一級自動車整備士(二輪)の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(自動車検査員の要件)</p> <p>第四条 法第九十四条の四第一項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法施行規則第六十二条の二の二第一項第七号の整備主任者(同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。)の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。)として一年以上(検定規則の規定による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、六月以上)の実務の経験を有し、適切に業務を行つていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの</p> <p>二 四 (略)</p>

附則第八条の表第五十七号第七号イ(3)及び(4)の項、第五十七号第七号ハ(2)の項、第六十二条の二の二第一項第七号イ(3)及び(4)の項及び第六十二条の二の二第一項第七号ハ(2)の項中「若しくは検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者」を、「検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者若しくは旧検定規則の規定による自動車車体整備士の技能検定に合格した者(電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者に限る。)」に改める。

○国土交通省告示第百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣 中野 洋昌

自動車点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

2 日常点検の実施の方法 （略）		2 日常点検の実施の方法 （略）	
日常点検の実施方法		日常点検の実施方法	
点検箇所 （略）	点検項目 （略）	点検の実施の方法 （略）	点検の実施の方法 （略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき	<p>○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。）</p> <p>○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。</p>	<p>○ エンジンかけた状態でブレーキ・ペダルをいったいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みこたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みこたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。）</p> <p>○ トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあつては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。</p>
（略）	（略）	（略）	（略）

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	<input type="checkbox"/> 取付けの状態 <input type="checkbox"/> デインスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <input type="checkbox"/> デインスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンズなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

節1～4 (略)

車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	<input type="checkbox"/> 取付けの状態 <input type="checkbox"/> デインスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異常はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさびけが出た痕はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。 <input type="checkbox"/> デインスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンズなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナット及びホイール・ボルトへのワーキングを施しワーキングのずれを目視により確認する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルト一体で覆うインジケータにあつては、目視によりデインスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検しなければならぬことに注意してください。	
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

節1～4 (略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間	遊み、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	(遊びの点検) ○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (踏み込んだ時の床板とのすき間の点検) ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。 ○ ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサーが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。	
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

定期点検の実施方法
(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		1年	6月	12月	3月	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間	遊み、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	3月	○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブレーキ内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。	
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)		(略)			(略)
		12月	12月	12月	
倍力装置 フレキ・ブラスタ	機能				<p><真空又は空気倍力式></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン停止状態で、フレキ・ベダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にフレキ・ベダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、フレキ・ベダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでフレキ・ベダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってフレキ・ベダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェツク・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェツク・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カットなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。
倍力装置 フレキ・ブラスタ	機能				<p><真空又は空気倍力式></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エンジン停止状態で、フレキ・ベダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にフレキ・ベダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、フレキ・ベダルと床板とのすき間が減少するかを点検します。 ○ エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでフレキ・ベダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってフレキ・ベダルと床板とのすき間が増大するかを点検します。 ○ 必要がある場合には次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検します。 ・ 真空計又は圧力計などのテスタを使用して、チェツク・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検します。又は、分解して、チェツク・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カットなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検します。

(略)		(略)				(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	(略)	2年	12月	12月	12月	<p>○ 二次空気供給装置用フイルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイトリッング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)</p> <p>○ J-OBDDII又はWLTP-OBDDが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。</p>
	二次空気供給装置の機能	2年	12月	12月	12月	
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	排気ガス再循環装置の機能	2年	12月	12月	12月	<p>○ エンジン暖機状態で、EGRFコントロール・バルブのダイナフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイナフラムの作動状態を確認します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)</p> <p>○ J-OBDDII又はWLTP-OBDDが装着されている自動車にあっては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検することができます。</p>

(略)	(略)	(略)				(略)
		1年	6月	6月	3月	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	2年	12月	12月	12月	(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用な ど	自家用貨物な ど		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナー側を外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
			(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)				(略)
		1年	6月	3月		
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	2年	12月	12月	12月	(略)
(略)	(略)	(略)				(略)
(略)	(略)	(略)				(略)

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法	
		自家用乗用な ど	自家用貨物な ど		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ばい煙、悪臭のあるガス	一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能	2年	1年	○ 二次空気供給装置用フィルタの詰まり及び損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナー側を外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)
			(略)	(略)	

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長
一般社団法人日本自動車工業会 会長
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長
一般社団法人日本建設機械工業会 会長
一般社団法人日本産業車両協会 会長
一般社団法人日本農業機械工業会 会長
日本自動車輸入組合 理事長
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長
BSサミット事業協同組合 会長
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 会長
全国自動車短期大学協会 会長
全国自動車教育研究会 会長
全国オートバイ協同組合連合会 会長

殿（単名各通）

国土交通省物流・自動車局長
（ 公 印 省 略 ）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」
 （令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について（新旧対照表）

(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第353号 令和2年4月1日 <u>国自整第77号</u> <u>最終改正 令和7年7月8日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文 (略)</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節～第6節 (略)</p> <p>第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9) (略)</p>	<p>国自整第353号 令和2年4月1日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>物流・自動車局長</p> <p>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</p> <p>本文 (略)</p> <p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 第1節から第6節 (略)</p> <p>第1節 用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。 (1)～(9) (略)</p>

<p>(10) 「大型車」とは、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車をいう。</p> <p>(11) 「省力化機器」とは、以下に掲げるア～ウに掲げるものであって、大型車に係る作業に対応した能力を有するものをいう。</p> <p>ア 電動クレーン（動力をもって荷を吊り上げ、水平に運搬することができるもの。）又はトランスミッション・ジャッキ（プロペラシャフト・ジャッキ、トランスミッション・リフト等のミッション、プロペラシャフトやアクスル等の装置を支え、持ち上げる機器を含む。）</p> <p>イ ホイールドライヤー（タイヤ・ホイールの脱着作業や移動を効率的に行う機器。）</p> <p>ウ 増力装置付きシグナルトルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ（機器の名称に関わらず、トルク設定機能を有し、倍力機構又は動力をもってナットの締結作業を行う工具を含む。）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(12) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(13) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(14) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(16) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(17) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(18) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>	<p>(10) 「訪問特定整備」とは、実施規程第2条第1号に規定する訪問特定整備をいう。</p> <p>(11) 「限定訪問特定整備」とは、実施規程第2条第2号に規定する限定訪問特定整備をいう。</p> <p>(12) 「訪問特定整備等」とは、実施規程第3条第1項に規定する訪問特定整備等をいう。</p> <p>(13) 「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第3条第3項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。</p> <p>(14) 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。</p> <p>(15) 「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第5条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。</p> <p>(16) 「訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第1項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届</p>

<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(20) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(21) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第4条第4項に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(22) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>附則 （令和7年7月8日 国自整第77号）</p> <p>1. 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定の様式については、<u>当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>2. <u>自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和</u></p>	<p>出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(17) 「準訪問特定整備士」とは、実施規程第4条第2項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(18) 「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第4条第3項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場の従業員をいう。</p> <p>(19) 「訪問特定整備士等」とは、実施規程第7条第4号に規定する訪問特定整備士等をいう。</p> <p>(20) 「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第6条に規定する訪問特定整備等教育をいう。</p> <p>第2節～第6節（略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～7. （略）</p> <p>附則 （令和5年3月27日 国自整第266号）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>附則 （令和7年3月31日 国自整第232号）</p> <p>本改正規定は、令和7年3月31日から施行する。ただし、第6節あつては令和7年6月30日から施行する。</p> <p>(新設)</p>		
---	---	--	--

7年国土交通省令第82号) 附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、別添6 第2 3 (1)キに規定する施行規則別表第五に掲げる作業機械等において、整備用スキヤンツールを除く。

別添1

目次 (略)

第1 目的 (略)

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

1～5 (略)

6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

(1) 9(2)に掲げる規模の作業場を有すること。

(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る

所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。

7～9 (略)

別添2～別添3の3 (略)

別添4 整備主任者研修実施要領

目次 (略)

第1 目的 (略)

第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

別添1

目次 (略)

第1 目的 (略)

第2 自動車特定整備事業の認証における取扱い

1～5 (略)

6 施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い

電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業(当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。)については、事業場の敷地内(完成検査場及び車両置場を除く。)で実施することができる。

また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。

(1) 8(2)に掲げる規模の作業場を有すること。

(2) 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る

所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。

7～9 (略)

別添2～別添3の3 (略)

別添4 整備主任者研修実施要領

目次 (略)

第1 目的 (略)

第2 研修の区分

研修は、法令研修と技術研修とに区分し、次の方法により実施すること。

<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> (6)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> 研修は、<u>オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等</u>をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、<u>国自整第 70 号</u>)に定める事項について留意すること。</p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) (9) <u>オンラインによる研修の実施</u> <u>実習以外の研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等</u>をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和 7 年 7 月 8 日付、<u>国自整第 70 号</u>)に定める事項について留意すること。</p>	<p>1 法令研修 (1)～(4) (略) (5) 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 (6)～(8) (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 技術研修 (1)～(8) (略) <u>(新設)</u></p>
<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。<u>ただし、オンラインによる受講者はこの人数に含めないものとする。</u> 7～9 (略)</p>	<p>別添 5 自動車検査員研修実施要領 1～5 (略) 6 研修人員 同時に研修を受ける者の数は、原則として 200 名以下とする。 7～9 (略)</p>

10 オンラインによる研修の実施

研修は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインにより研修を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」(令和7年7月8日付、国自整第70号)に定める事項について留意すること。

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。この場合にあって、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

この場合において、アについては、訪問特定整備等事業者が国又は地方公共団体であり自己の必要のために無償で訪問特定整備

(新設)

別添6 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領

目次 (略)
第1 (略)

第2 訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い

1～2 (略)

3 訪問特定整備の作業場所

実施規程第2条第1号の「施行規則第57条第1号から第5号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。

(1) 分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場を含む。）。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ～キ (略)

(2) 電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。

備を行う場合にあってはこの限りでない。

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。
イ〜ク (略)
4〜5 (略)
6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件
実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。
(1)〜(2) (略)
(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士）に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ア 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。

イ〜ク (略)

4〜5 (略)

6 実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」の要件

実施規程第4条第2項第2号に規定する「高度な管理手法」とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。

(1)〜(2) (略)

(3) 訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者）に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。

第3 (略)

第4 訪問特定整備等事業者の遵守事項等

法第91条の3の規定に基づく施行規則第62条の2及び実施規程第7条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しな

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。③イにおいて同じ。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。

1 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

(1) 分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。

ア 当該事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

イ 当該事業場に少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シヤン整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。

ウ 当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であつて、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

(2) 電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、

<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に大型車を含むものであって、別紙3の2 番号1-1-2のただし書きの規定に該当しない場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>	<p>実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) 分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第3条第1項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。</p> <p>ア 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2～14 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p>
--	--

H	1	電動クレーン又はトラクション・ジャッキ	二	◇					
	2	ホイールドーリー	二	◇					
	3	増力装置付きシグナル式トルクレオンチ又はトルク設定型インパクトレンチ	二	◇					

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 4. ◇印は、対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していただけない省力化機器を示す。

別紙2の2～別紙3 (略)

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただけないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

別紙2の2～別紙3 (略)

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1-1</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含まない場合)	4人以上	
<u>1-1-2</u>	工員数(対象自動車の種類に大型車を含む場合)	<u>5人以上</u> ただし、各省力化機器すべてを保有し、合理的な管理体制が適切に確保されているものであつて、次に掲げる①又は②を満たす場合には、 <u>4人以上</u> ①工員の処遇が	

別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
<u>1-1</u>	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積重量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、 <u>5人以上</u> (新設)	
(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	(<u>新設</u>)	

1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>1-14</u>	<u>電動クレーン又は トランスミッシ ョン・ジャツ キ</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>				
<u>1-15</u>	<u>ホイールドリー ー</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>				
<u>1-16</u>	<u>増力装置付きシ グナル式トルク レンチ 又はトルク設定 型インパクトレ ンチ</u>	◇		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>				
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 4. ◇印は、<u>対象自動車の種類に大型車を含み、工員数が4人である場合に保有していただければならない省力化機器を示す。</u></p>									
1-2 ～ 1-13	(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>					
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>					
<p>(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していただければならないことを示す。 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。 <u>(新設)</u></p>									

<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第2項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>別紙3の3～別紙3の8 (略)</p> <p>別紙4 訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第3条第1項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならぬ。</p>
---	---

別紙5
様式1

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

様式1

訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出	
※1	※2	
<p>(注) 訪問特定整備業務の外を行う事業者は※1條、限定訪問特定整備業務の外を行う事業者は※2條、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1條及び※2條にそれぞれ「口」を記入するものとする。</p>		
<p>1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称</p> <p>当該事業者の住所</p> <p>当該事業者の電話番号</p> <p>当該事業者の電子メールアドレス</p> <p>当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス</p>		
<p>2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>事業場の名称</p> <p>当該事業場の所在地</p> <p>当該事業場の電話番号</p> <p>当該事業場の電子メールアドレス</p> <p>当該事業場の認証番号</p>		

別紙5
様式

訪問特定整備等の（変更）届出
（訪問特定整備等リスト）

令和 年 月 日

様式1

訪問特定整備の届出	限定訪問特定整備の届出	
※1	※2	
<p>(注) 訪問特定整備業務の外を行う事業者は※1條、限定訪問特定整備業務の外を行う事業者は※2條、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1條及び※2條にそれぞれ「口」を記入するものとする。</p>		
<p>1 訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者等の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>訪問特定整備等を行うおととする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備事業者）の氏名又は名称</p> <p>当該事業者の住所</p> <p>当該事業者の電話番号</p> <p>当該事業者の電子メールアドレス</p> <p>当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス</p>		
<p>2 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報</p> <p>(フリガナ)</p> <p>事業場の名称</p> <p>当該事業場の所在地</p> <p>当該事業場の電話番号</p> <p>当該事業場の電子メールアドレス</p> <p>当該事業場の認証番号</p>		

3-① 訪問特定整備等管理者の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
(新設)						
4 訪問特定整備等の開始						
開始年月日	令和	年	月	日		

3-① 訪問特定整備等管理者の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
3-② 訪問特定整備士の情報						
【ふりがな】 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の履歴 ②合格証番号 ③合格年月日	本署出張所での業務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日	【ふりがな】 氏名	生年月日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
	年 月 日	① ② ③		年 月 日		年 月 日
(新設)						
4 訪問特定整備等の開始						
開始年月日	令和	年	月	日		

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

4 訪問特定整備等の開始日は変更後初めて訪問特定整備等の開始日

様式 2

様式 2			
3-③-1 準訪問特定整備士の情報			
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容
	年 月 日	① ② ③	訪問特定整備教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年 月 日	① ②

様式 2

様式 2			
3-③-1 準訪問特定整備士の情報			
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容
	年 月 日	① ② ③	訪問特定整備教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
	年 月 日	① ② ③	年 月 日
3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等			
高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能認定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日
		年 月 日	① ②

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

※自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報					
(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種別 ②合格証書番号 ③合格年月日	本屆出時現在の業務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	
	年 月 日	① ② ③		年 月 日	

(新設)

別紙 3 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>※おおよそ1時間以内のこと</u>	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(注)訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類的全てに必要な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さや有した事業場であること。</u>	

別紙 3 - 1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報	
訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) <u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
5-②-1 他事業場の情報	
(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	
<u>(新設)</u>	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日						
訪問特定整備の作業を行う期間										
〔注〕3日（案件を過ぎる日は5日）を過ぎない期間										
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類								
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 自動運行 (運行補助を含む)					
		全て	原動機	動力伝達		走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間		令和 年 月 日	～	令和 年 月 日						
訪問特定整備の作業を行う期間										
〔新設〕										
5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備並びに装置の種類		対象自動車の整備及び装置の種類								
対象自動車の種類	全て	分解整備			電子制御装置整備 自動運行 (運行補助を含む)					
		全て	原動機	動力伝達		走行	操縦	制動	緩衝	連結
普通自動車(大型)										
普通自動車(中型)										
普通自動車(小型)										
普通自動車(乗用)										
大型特殊自動車										
小型四輪自動車										
小型三輪自動車										
小型二輪自動車										
軽自動車										

(注)口体内の該当するものに○を記載すること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) ※おおよそ1時間以内の上	

(注) 訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建築物ではないこと。

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	()	()	()	()	m
車両置場	m	m	m ²		

(注) 訪問特定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車特定整備事業の種類の下に必要
な、施行規則別表第四の寸法及び十分な高さを有した事業場であること。

様式 3-2-1

様式 3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ) (新設)	

(新設)

5-②-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	m
部品整備作業場			m ²	m	m
点検作業場	m	m	m ²	m	m
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-②-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	()	()	()	()	m
車両置場	m	m	m ²		

(新設)

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計又はバッチリ・テスト</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール</u>			
	<u>ダイミング・ライト又は 整備用スキャンツール</u>			
点検計器 及び 点検装置	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	(略)			
備考				
(注) 訪問指定整備等事業者が、地方運輸局長から認証を受けている自動車指定整備等事業者の種類の全てに必要 な、作業機械等を備えていること。				

5-③-3 作業機械等				
	名称	型式・能力等	数量	設置又は 持参
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
	サーキット・テスト			
	<u>比重計</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスト</u>			
	<u>ダイミング・ライト</u>			
点検計器 及び 点検装置	シツクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>トーイン・ゲージ</u>			
	<u>キャンバ・キャスタ・ゲージ</u>			
	<u>ターニング・ラジラス・ゲージ</u>			
	ダイヤ・ゲージ			
	検査装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	(略)			
備考				
(新設)				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(注) 3日(条件を満たす場合は5日)を超えない期間

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類												
	全て	分解整備					電子制御装置整備						
		原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	懸吊	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助			
普通自動車(大型)													
普通自動車(中型)													
普通自動車(小型)													
普通自動車(兼用)													
大型特殊自動車													
小型四輪自動車													
小型三輪自動車													
小型二輪自動車													
軽自動車													

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報
エーミング作業に必要な機器

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
----------------	----------	---	----------

(新設)

5-④-5 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類											
	全て	分解整備					電子制御装置整備					
		原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	懸吊	連結	自動運行(運行開始を含む)	運行補助		
普通自動車(大型)												
普通自動車(中型)												
普通自動車(小型)												
普通自動車(兼用)												
大型特殊自動車												
小型四輪自動車												
小型三輪自動車												
小型二輪自動車												
軽自動車												

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

様式 3 - 2 - 2

様式 3 - 2 - 2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図及び写真	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	
※写真は別ファイルによる提出でも可	

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図	様式 3 - 2 - 2
住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

様式 4

様式 4

(別添6第4.1.6)に該当する場合のみ作成)

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 4

様式 4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

様式 5

(新設)

訪問特定整備等の廃止届出

令和 年 月 日

自動重特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の業務規程（国土交通省告示第285号）第3条の規定により届け出ます。

様式 5

1. 訪問特定整備等の事業を廃止した自動重特定整備事業者等の情報 (法人番号)
訪問特定整備等を行うと する自動重特定整備事業者 (又は訪問特定整備等事業 者)の氏名又は名称
当該事業者の住所
当該事業者の電話番号
当該事業者の電子メールア ドレス
当該事業者が自ら管理する ウェブサイトのアドレス
2. 本届出に係る事業場（3の訪問特定整備等管理者等が存在する事業場）の情報 (法人番号)
事業場の名称
当該事業場の所在地
当該事業場の電話番号
当該事業場の電子メールア ドレス
当該事業場の認証番号

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

別紙 6 ～ 別紙 7 (略)

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」
 （令和5年8月28日付け、国自整第97号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改正後	改正前
<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p><u>1.4. 検定期則第20条第2項及び第3項に定める受験資格を有すること</u> <u>を証する書面及び試験の免除を受ける資格を証する書面とは、検定期</u> <u>則第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、</u> <u>修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証</u> <u>明書、その他をいう。</u></p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p><u>I-1-9 オンラインによる教育の実施</u> <u>教育計画に掲げるうち実習及び実務実習に関する科目以外の教育</u> <u>は、オンラインにより実施することもできる。なお、オンラインによ</u></p>	<p>別添</p> <p>自動車整備士技能検定期則の細目</p> <p>1. 自動車整備士技能検定期則（昭和26年運輸省令第71号）（以下「検定期則」という。）の取扱いについては次のとおりとする。</p> <p>1.1. ～1.3. （略）</p> <p>(新設)</p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>別紙1 （略）</p> <p>別紙2 自動車整備士養成施設の指定等の基準</p> <p>I 一種養成施設の指定基準</p> <p>一種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。</p> <p>なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>I-1 三級自動車整備士の養成課程</p> <p>I-1-1 ～ I-1-8 （略）</p> <p>(新設)</p>

り教育を実施する場合には「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8及びI-1-9の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-4-1～I-4-6 (略)

- II 二種養成施設の指定基準
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、I-1-7及びI-1-9の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-2-1～I-2-5 (略)
- I-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。
- I-3-1～I-3-5 (略)
- I-4 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、及びI-1-8の各号の規定によるほか、次に規定するところによること。

- I-4-1～I-4-6 (略)
- II 二種養成施設の指定基準
二種養成施設の指定にあたっては、次に定める基準により指定するものとする。なお、指定にあたっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- II-1 三級自動車整備士の養成課程
三級自動車整備士の養成課程は、I-1-3からI-1-5まで、及びI-1-7の規定によるほか、次に規定するところによること。
- II-1-1～II-1-4 (略)
- II-2 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-2-3からI-2-5まで、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定するところによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-3-1、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-9、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。
なお、国土交通大臣が定める場合に当たっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-1-9、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

- II-2-1・II-2-2 (略)
- II-3 一級自動車整備士の養成課程
一級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-3-3、I-3-4、I-3-5 (3)を除く。)、II-1-3及びII-1-4の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-3-1・II-3-2 (略)
- II-4 自動車タイヤ整備士の養成課程
自動車タイヤ整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-4-1～II-4-5 (略)
- II-5 自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程
自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-5-1～II-5-5 (略)
- II-6 自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程
自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-4-6、II-1-4及びII-2-1の規定によるほか、次に規定することによること。
- II-6-1～II-6-4 (略)
- III 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの基準
自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、次に定める基準により国土交通大臣が定めるものとする。
なお、国土交通大臣が定める場合に当たっては、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。
- III-1 二級自動車整備士の養成課程
二級自動車整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-6、I-1-8、I-2-3及びI-2-4の規定によるほか、次に規定することによること。

<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-9</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>	<p>III-1-1・III-1-2 (略)</p> <p>III-1-2 自動車体・電子制御装置整備士の養成課程</p> <p>自動車体・電子制御装置整備士の養成課程は、I-1-5、I-1-8、<u>I-1-9</u>、I-4-3、I-4-4及びI-4-5の規定によるほか、次に規定するところによること。</p> <p>III-2-1・III-2-2 (略)</p> <p>IV 自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの基準</p> <p>自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定める場合に当たっては、I-1-1及びI-1-3から<u>I-1-8</u>までの規定によるほか、次の基準により国土交通大臣が定めるものとする。</p> <p>なお、国土交通大臣が定める場合には、養成しようとする自動車整備士の種類を限定することができるものとする。</p> <p>IV-1 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>
--	--

附 則 (令和7年7月8日付、国自整第77号)
(施行期日)

本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。

「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習 について（依命通達）」
 （令和2年2月6日付け、国自整第265号）の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)</u> オンラインによる講習の実施 実習及び試問以外の講習は、オンラインにより実施することとは「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等オンラインにより実施する上での留意事項について」（令和7年7月8日付、国自整第70号）に定める事項について留意すること。</p> <p>附 則（令和7年7月8日付、国自整第77号） （施行期日） 本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。</p>	<p>別紙</p> <p>電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 (1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>

国自整第85号
令和7年7月8日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長
(公印省略)

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いについて

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成、
保存又は交付に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を
図られたい。

なお、「指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて」(平
成30年4月19日付け国自整第29号)は本通達をもって廃止する。

点検整備記録簿、特定整備記録簿及び指定整備記録簿の
電磁的方法による作成、保存又は交付に関する取扱い

第1 用語の定義

1. 「点検整備記録簿等」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第49条第1項及び第2項に基づいて自動車（法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の使用者又は当該自動車の使用者から当該自動車の点検整備の依頼を受けた自動車特定整備事業者が作成する点検整備記録簿、法第91条第1項に基づいて自動車特定整備事業者が作成する特定整備記録簿及び法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
2. 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
3. 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、点検整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
4. 「電磁的記録媒体」とは、電磁的記録に係る記録媒体をいい、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる記録メディアをいう。
5. 「スマートフォン等の電子媒体」とは、スマートフォン、タブレット、コンピュータ等の電子媒体をいう。
6. 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。
7. 「政令」とは、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令」（平成17年政令第8号）をいう。

第2 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者の遵守事項等

1. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項
 - (1) 点検整備記録簿等^{※1}の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること。（施行規則第6条）
 - (2) 点検整備記録簿等^{※2}の書面の保存に代えて電磁的記録により保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）

- ① 第2 1. (1)の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 点検整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 点検整備記録簿等^{※2}を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 第2 1. (3)により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第10条の2に定める様式であること。
- ※1 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の作成（記載）義務は負っていない。もっとも、自動車の使用者から依頼を受けて法第48条の点検又は整備をした場合、通常、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が点検整備記録簿を作成するため、1. (1)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- ※2 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も点検整備記録簿の保存義務は負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が自主的に点検整備記録簿の電磁的記録を保存する場合もあるため、1. (2)及び(3)では、このような場合を想定して「点検整備記録簿等」としている（以下同じ。）。
- (5) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。
2. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合のガイドライン
- (1) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、点検整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
 - (2) 点検整備記録簿等の電磁的記録を電磁的記録媒体に移行することができる措置を講じること。
 - (3) 整備記録システムにより点検整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合、当該電磁的記録の作成、保存、更新及び消去の日時、更新の場合は更新した箇所並びにその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
 - (4) 点検整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は電磁的記録媒体は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。

(5) 保存した点検整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。

3. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者による整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン

(1) 整備記録システムの技術面の安全対策

① 次の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。

- ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
- ・ 整備主任者に係る権限
- ・ 点検整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限

② 電磁的記録を保存する機器に直接接続されたスマートフォン等の電子媒体が、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。

③ 整備記録システムは、点検整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力漏れ及び誤操作を防止すること。

(2) 整備記録システムの運用面の安全対策

① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において次の項目を定めること。

- ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
- ・ 電磁的記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

(3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。

4. 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付する場合^{※3}の遵守事項

(1) 特定整備記録簿の写しの書面の交付に代えて電磁的記録により交付する場合、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者のスマートフォン等の電子媒体から自動車の使用者のスマートフォン等の電子媒体に対して電子メール等によって特定整備記録簿の写しの電子データを送信する方法、自動車の使用者が自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が管理するウェブサイトやクラウド等にアクセスするなどして特定整備記録簿の写しの電子データ

をダウンロードする方法又は当該電子データを記録した電磁的記録媒体を受け渡す方法により交付すること（施行規則第11条第1項）。

(2) 第2 4.(1)の方法により交付した特定整備記録簿の写しの電子データは、自動車の使用者がこれを出力することにより、書面を作成することができるようにすること（施行規則第11条第2項）。

(3) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付しようとするときは、あらかじめ、自動車の使用者に対して、(1)のいずれの方法により交付することを予定しているかを示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこと（施行規則第12条及び政令第2条第1項）。

(4) (3)の承諾が得られなかった場合又は(3)の承諾を得た後に自動車の使用者から当該承諾を撤回する旨の申出があった場合、当該自動車の使用者に対して、特定整備記録簿の写しを電磁的記録により交付してはならないこと（政令第2条第2項）。

(5) 特定整備記録簿の写しを電磁的記録による交付する自動車の使用者に対して、スマートフォン等の電子媒体を用いて特定整備記録簿の写しの電子データを閲覧する方法、直ちに明瞭な状態で当該電子媒体の映像面にこれを表示する方法、特定整備記録簿の写しの電子データに係る書面を作成する方法等を教示すること。

※3 自動車特定整備事業者も指定自動車整備事業者も、点検整備記録簿及び指定整備記録簿並びにこれらの写しの交付義務を負っていない。もっとも、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が事実上、自動車の使用者に対して、点検整備記録簿若しくは指定整備記録簿又はこれらの写しを交付することもあり、その場合には本項目に準じるものとする。

第3 自動車の使用者の遵守事項等

1. 自動車の使用者が点検整備記録簿を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

(1) 点検整備記録簿の書面の作成に代えて電磁的記録により作成する場合、スマートフォン等の電子媒体に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成すること（施行規則第6条）。

(2) 点検整備記録簿の書面の保存（点検整備記録簿を自動車に備え置くことにより保存することをいう。以下同じ。）に代えて電磁的記録より保存する場合、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと（施行規則第4条）。

① 第3 1.(1)の方法をもって調製するファイルを保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

② 点検整備記録簿をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存したスマートフォン等の電子媒体又は電磁的記録媒体及びその読み取り機器を携行する方法。

- (3) 点検整備記録簿を、直ちに明瞭な状態で、スマートフォン等の電子媒体の映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること（施行規則第4条）。
- (4) 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）、自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）又は軽自動車検査協会の事務所若しくは支所において検査を受けようとするときに点検整備記録簿を提示する場合にあっては、書面の点検整備記録簿を提示すること。

2. 自動車の使用者による点検整備記録簿の電磁的記録の作成・保存に係るQ & A

問1 点検整備記録簿の電磁的記録のファイル形式に決まりはあるか。

(答)

- 電磁的記録のファイル形式に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に（例えば、法第54条第4項に基づく地方運輸局長等による点検整備記録簿の確認など）、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問2 クラウド上に点検整備記録簿の電磁的記録を保存し、必要に応じてスマートフォン等からアクセスして確認することは、法第49条第1項の「備え置き」に該当するか。

(答)

- 電磁的記録の保存方法について決まりはないが、自動車の使用者が点検整備記録簿に係る情報を速やかに把握でき、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる場合には、法第49条第1項の「備え置き」に該当する。

問3 点検整備記録簿の電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはあるのか。

(答)

- 電磁的記録を保存して携行するための電子媒体に決まりはないが、地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すことができる必要がある。

問4 問1～問3の答にいう「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」の内容如何。

(答)

- 「地方運輸局長等から点検整備記録簿の提示を求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当する例は、次のとおりとする。
- ✓ 直ちに、スマートフォン等の電子媒体自体に保存した点検整備記録簿の電

磁的記録を当該媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者（自動車の使用者以外の者をいう。以下同じ。）が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容（法第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに自動車点検基準第 4 条第 1 項に規定する事項。以下同じ。）を読み取れるようにすること

- ✓ 直ちに、点検整備記録簿の電磁的記録を保存した SD カードや USB メモリ等をスマートフォン等の電子媒体に接続して、当該電子媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ✓ 直ちに、クラウドに保存した点検整備記録簿の電磁的記録をスマートフォン等の電子媒体の映像面に表示でき、かつ、第三者が表示された点検整備記録簿の電磁的記録の内容を読み取れるようにすること
- ただし、次の場合には、「地方運輸局長等から求められた際に、直ちに明瞭な状態で示すこと」に該当しない（ゆえに、点検整備未実施と取り扱う）ものとする。
 - ✓ 点検整備記録簿の電磁的記録を表示することのできるスマートフォン等の電子媒体を携帯しているものの、当該媒体の故障、バッテリー切れ、電波の状況等、その理由の如何を問わず、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合
 - ✓ スマートフォン等の電子媒体の操作に不慣れであり、直ちに、当該媒体の映像面に点検整備記録簿の電磁的記録を表示できない場合

事務連絡
令和7年7月9日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

今般、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付、国自整第353号）を一部改正して、指定自動車整備事業の指定に係る基準（指定自動車整備事業の指定の基準の基となる優良自動車整備事業者（2種整備工場）の認定に係る基準を含む。）において大型車を扱う事業場の工員数については、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合にあつては、4人以上と緩和したところです。

これに伴い、大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（整備・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知をお願い致します。

大型車を扱う事業場の工員数緩和要件を満たす事例について

工員数緩和要件を満たす事例について、次の1.～3.の各号に示すいずれかの事例をヒアリング等適切な方法により確認できれば、各要件を満たすと判断して差し支えありません。

なお、各事例は一例として示したものであり、その他の事例を否定するものではありません。

1. 「合理的な管理体制が適切に確保されているもの」について

- (1) 工員数に応じた作業指示が行われ、作業工程の進捗状況や点検整備の作業内容を管理できる体制を構築している。
- (2) 入庫・業務管理システムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築している。
- (3) その他、合理的な管理体制を適切に確保・維持するための取り組みを自主的に実施している。

2. 「工員の処遇が適切に確保されていること」について

- (1) 給与及び労働条件（労働時間、休暇取得、福利厚生など）が工員数の緩和以前と比較して同水準以上を確保している。
- (2) 工員の長時間労働を抑制するための取り組みを実施している。
- (3) 工員の作業負担（重労働の軽減、危険作業の削減など）が少なくするための取り組みを実施している。
- (4) 工員の労働環境が向上する取り組みを実施している。
- (5) 指導要領に定義している省力化機器以外にも省力化に資する設備や機器を導入している。
- (6) 工員の安全衛生管理について適切に確保するための取り組みを実施している。
- (7) その他、工員の処遇を適切に確保するための取り組みを自主的に実施している。

3. 「工員の質が適切に確保されていること」について

- (1) 一級自動車整備士資格保有者を確保している。
- (2) 二級自動車整備士資格保有者を2人以上確保している。
- (3) 自動車の整備技術の向上やその他業務に関するスキルアップを図るため、工員に対して継続した教育（法令に基づく研修は除く。）を実施している。
- (4) 工員の安全衛生管理について適切な教育を実施している。
- (5) その他、工員の質を適切に確保するための定期的な取り組みを自主的に実施している。

国自整第 98 号の 2
令和 7 年 7 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付け、国自整第 278 号）
の一部改正について
(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日 <u>国自整第 98 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 7 月 17 日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>	<p>国自整第 278 号 令和 6 年 3 月 28 日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖繩総合事務局運輸部長 殿</p> <p>物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針 について</p> <p>令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、 自動車特定整備事業者等が OBD 検査及び OBD 確認の実施に当たり遵守す べき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針」に定めたので了知されるところに、遺漏なきよう 取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり り通知したので申し添える。</p>

別添	別添
<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキヤンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキヤンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキヤンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキヤンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。</p> <p>(5) 検査用スキヤンツールの借用使用について</p>	<p>自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. OBD 検査システムの利用方法</p> <p>自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 指定整備業務における検査用スキヤンツールの共同使用について</p> <p>指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成 9 年 2 月 20 日付自整第 23 号）」に基づき検査用スキヤンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。</p> <p>① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザー ID 及びパスワードは、共用の検査用スキヤンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。</p> <p>② 共用の検査用スキヤンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。</p> <p>(5) 検査用スキヤンツールの借用使用について</p>

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた自らの事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。なお、③、④に掲げる事項を遵守するにあたり、OBD 検査結果参照システムによる削除機能を活用してもよい。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた自らの事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた自らの事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキヤンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキヤンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

①～② (略)

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。

① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。

② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受けた事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会(以下「機構等」という。)において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の 取り付け、取り外し 及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附則（令和 7 年 7 月 17 日付け国自整第 98 号）
この通達は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。

又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。

(5) (略)

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

(1) (略)

(2) 検査対象車両への VCI の 取り付け 及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

7. (略)

附則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自整第 278 号）
この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(新設)

事務連絡
令和7年7月17日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 殿
(一社) 日本自動車工業会 殿
日本自動車輸入組合 殿

単名各通

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課 整備事業班長

指定工場におけるOBD検査の判定フローについて（周知依頼）

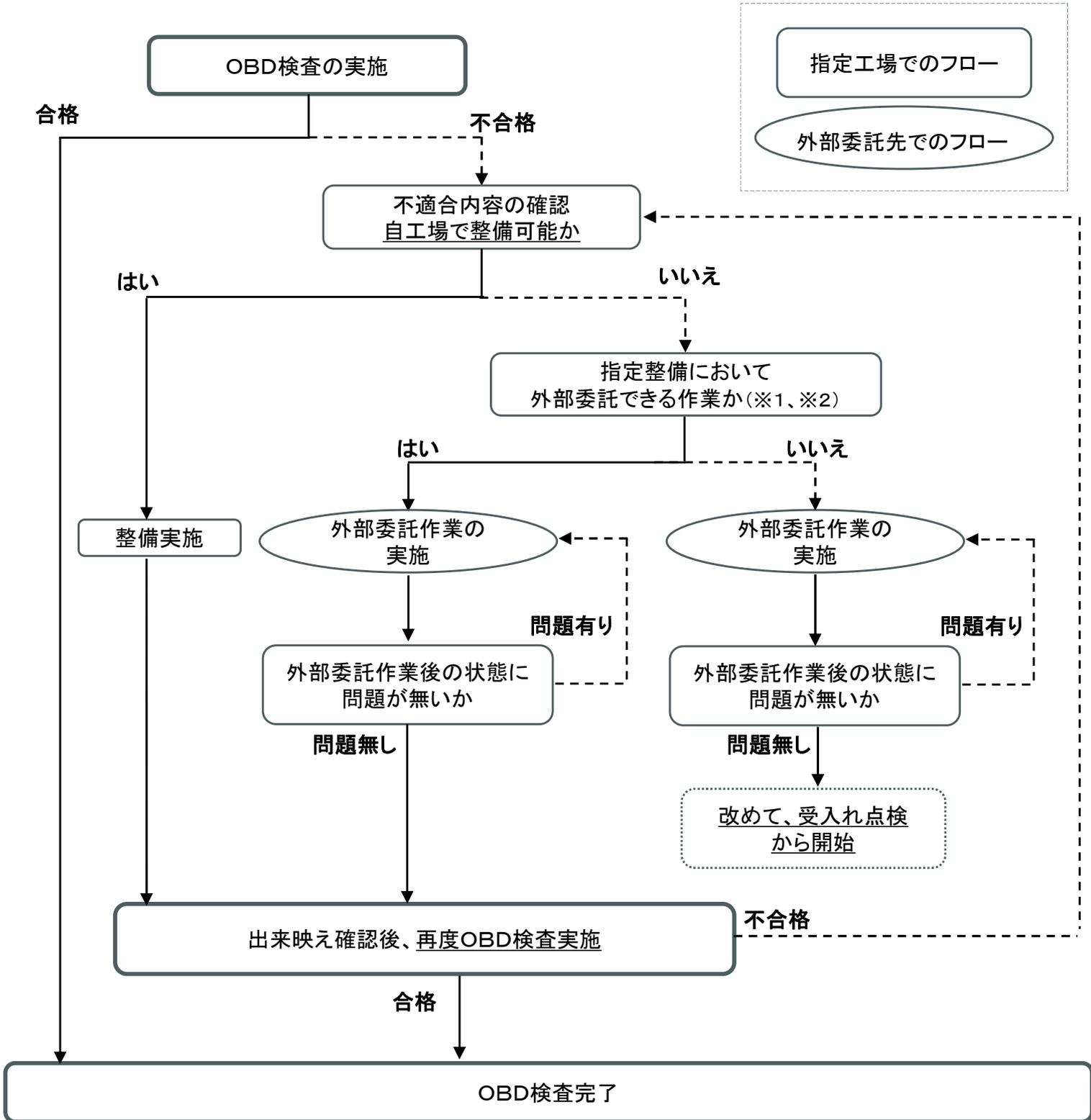
標記について、令和6年10月より自動車の検査に導入された電子装置の検査（OBD検査）については、その適確な運用のため、指定工場において検査を実施する場合にあっては、適切なフローに則った取扱いを行うことが重要です。

については、指定工場におけるOBD検査の判定フローを別添のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。なお、当該フローは、国土交通省ホームページ（※）へも掲載する予定です。

※OBD検査を実施するにあたって（整備事業者向け）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html

指定工場におけるOBD検査の判定フロー



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 ・鍛冶 ・メッキ ・溶接 ・タイヤの修理 ・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 ・計器の修理 ・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！

©くまみね工房

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

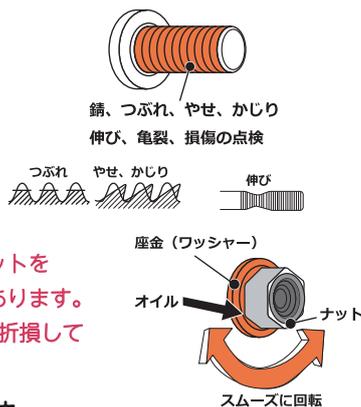
【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

- ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



【著しい錆の例】

ホイールボルト



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着したゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。▶

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

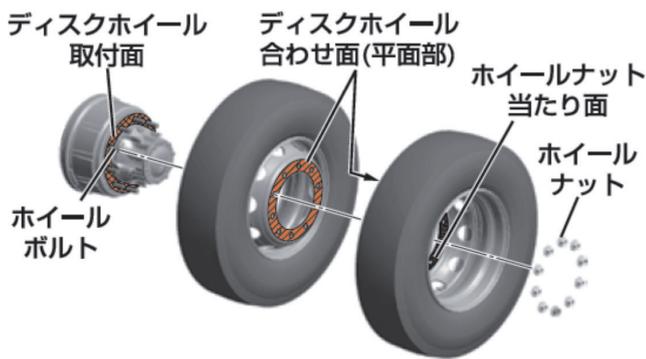
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【ディスクホイールの点検要領】

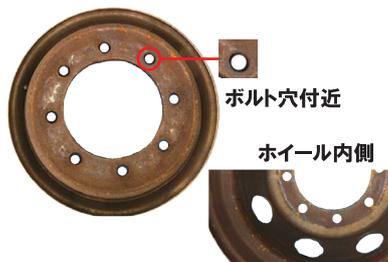
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



【著しい錆の例】



ハブ（ホイール取付面）

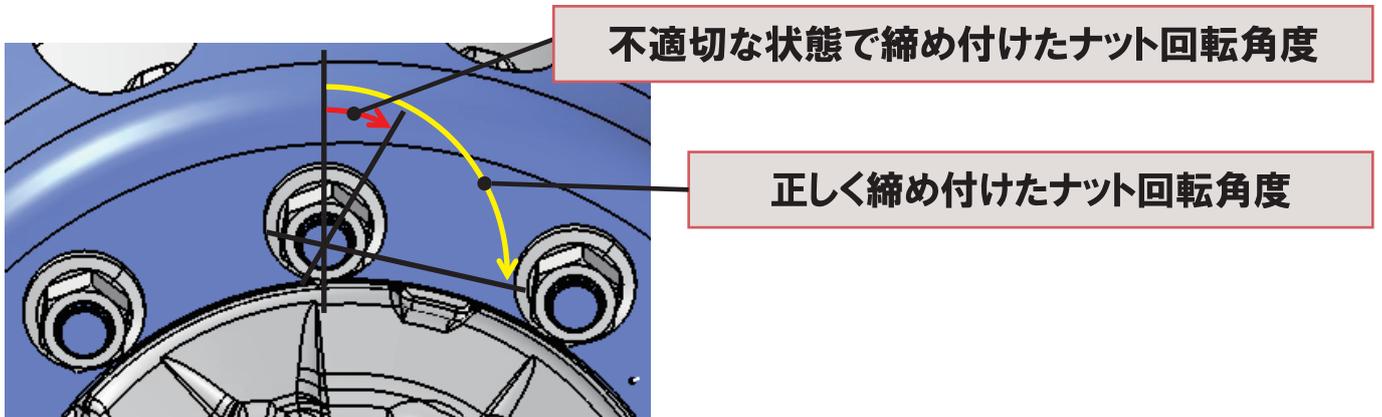


ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

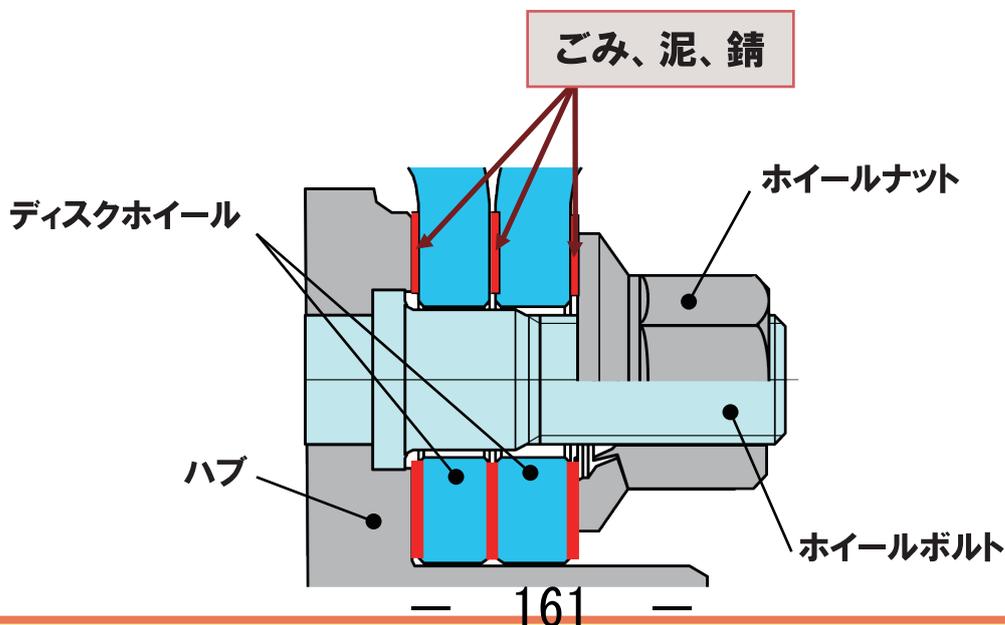
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、**十分な締め付け力が得られなくなります。**



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、**締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。**



防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!
がんばります!!



と

トルクレンチで 適正締め付け

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

手クレンチで



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!

もうあぶないですよ



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬって
くださる

はい

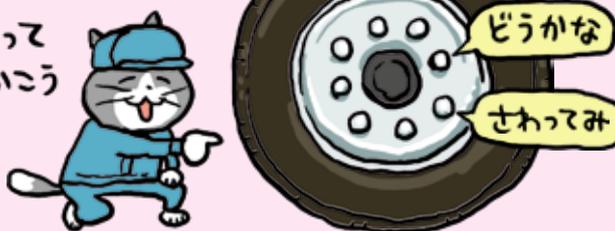


い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
てい
こう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の安全運転事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック/バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本トラック協会 全国自動車用品協会 日本自動車整備協会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

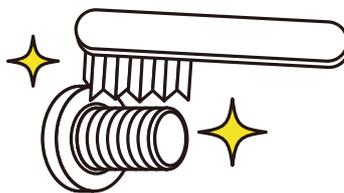
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

